



Title	ナジュラーンの安全保障契約を巡る諸問題 (1) : 使徒ムハンマドの異教徒政策の伝承とその影響
Author(s)	太田, 敬子
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 133, 1(左) -55(左)
Issue Date	2011-03-15
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/44967
Type	bulletin (article)
File Information	133_1.pdf



[Instructions for use](#)

ナジュラーンの安全保障契約を巡る諸問題 (1)

— 使徒ムハンマドの異教徒政策の伝承とその影響 —

太 田 敬 子

第1章 ナジュラーン Najrān の契約に関する研究と史料

(1) 研究目的と検討方法

イスラーム国家・社会における非ムスリムの処遇に関する法的規定は、原則としてクルアーンと使徒ムハンマドの言行（スンナ）にその正当性の典拠が求められる。ムハンマドの死後、征服戦の進行と政治・社会状況の大幅な変化に応じて、政府によってムハンマドの指令が変更された場合、ムハンマドのスンナに反することから、法学的著作においては例外規定として特筆される事例が見られる¹。一方で解釈において矛盾を克服する方策も採られ、ムハンマドの指令が拡大解釈され、或いは新しい伝承が創作されて、政策変更の正当性が主張されることもしばしば見られる²。

本稿で検討の対象とするナジュラーン³のキリスト教徒は、その両方の事例に当てはまる。ナジュラーンの民は最初にジズヤを差し出した異教徒としてハディース集その他の史料に記録されている。彼らの法的処遇に関する問題は、法学者等のイスラーム知識人の議論の的となってきた。使徒ムハンマドはナジュラーンのキリスト教徒住民に対して、「神の保護と神の使徒の庇護 dhimmah」を保証し、それに関して彼らに契約書を与えた。ナジュラーンの契約書の写しはナジュラーンの民の下に保管され、ムハンマドの示した一定の条件の下で彼らの共同体の存立を保証した。第2代カリフ・ウマルはムハンマドの契約に反してナジュラーンの民を追放し、彼らに対する新たな規定

を定めたが、一定の保護も与えた。ムハンマドの契約書とウマルの規定を根拠としたナジュラーンの民のムスリム政府への提訴と処遇の改善要求は、アッバース朝の第5代カリフ・ラシード（在位786-809）の時代まで続く。その間彼らに対するムスリム政府の政策は変転した。

ムハンマドの契約とウマルによるその変更という歴史的事実は、ナジュラーンの民の法的処遇の解釈や合法性に関して後代の学者たちの注目を集めた。特に8世紀半ばから10世紀にかけて、アッバース朝支配下のイスラーム型国家体制形成期において、彼らに関して様々な記録が残されると共に、活発な議論が展開していたことが確認される⁴。しかしながら、史料におけるナジュラーンの契約の叙述には相違や矛盾が多数存在する。また、史料の性格によっても記述内容が異なり、ナジュラーンの契約の実態については、その写本の写しが史書等に残されているにもかかわらず不明な点が多い。

ムハンマドに帰順したアラビア半島各地の勢力に対する安全保障書の授与とその中の規定は様々な伝承によって伝えられ、後代の税制や異教徒支配制度の理論化、イスラーム国家の統治政策の重要な典拠の一つとして大きな影響を与えることとなった。特にナジュラーンの民に対するムハンマドの契約書を巡る学者や知識人達の様々な記述や解釈は、イスラーム国家における異教徒支配制度の発達という観点から極めて興味深い。また、それらの分析を通して異教徒支配制度の発達と変容の社会的・政治的背景を考察することができる。そこでナジュラーンの安全保障契約に関する検討を、以下のような段階に分けて進めたいと考えた。

- ① ナジュラーンのキリスト教徒住民に対して使徒ムハンマドが認めた「神の保護と神の使徒のズィンマ」の契約の成立過程と内容、契約締結の政治的・社会的背景を検討する。
- ② ウマルによる契約変更とナジュラーンの民の追放令、及びナジュラーンの民に対するムスリム政権のその後の処遇の変化を検証する。
- ③ アッバース朝期における、法学者を中心としたナジュラーンの民の法的処遇を巡る議論を整理し、その社会的背景を考察する。
- ④ ナジュラーンの契約書のキリスト教徒側の利用の事例として『シイル

ト Seert の年代記⁵ 他⁶のキリスト教徒史料における「ムハンマドの契約書」の検討を行う。

大変興味深いことに、ムハンマドの権威の利用は、ムスリムだけでなくズィンマの民（庇護民）である異教徒の側にも見られる。ナジュラーンの民に対する契約書を、キリスト教徒の権益保持と身分の確保・向上に利用しようとする動きは、アッバース朝期のムスリム側の議論とほぼ同時期から現れている。中でも、作者不明のネストリウス派の歴史書、『シイルトの年代記』には、ヒジュラ暦 256 年（西暦 869 年 12 月 9 日～870 年 11 月 28 日）に修道士 Ḥabīb が「叡知の家」で発見し、書き写したとされるナジュラーンの民に対するムハンマドの契約書の全文——契約書の写しと記録簿の二重の構成になっている——が掲載されている。この書に記された膨大な引用文は、ムハンマドの契約書というイスラームの権威を、ムスリム知識人だけでなくムスリム支配下のキリスト教徒が自らの社会的地位と安全の確保のために積極的に利用しようとしていたことの証左として興味深い。

以下ではナジュラーンの安全保障契約を巡る総括的な検討の第 1 部として、8 世紀半ばから 10 世紀にかけて編纂されたムハンマド自身の言行を伝えるハディース集、および伝記集・法学政治学的著作・歴史書等が伝えるムハンマドの契約の成立過程とその内容、徴税の実態とムハンマド末期のアラビア半島情勢に関して検討を行う。

(2) 先行研究

ナジュラーンのキリスト教徒とムスリム政権との関係について最初に包括的に論じたのは H. Lammens⁶ であろう。彼はナジュラーンの地理的環境や住民構成について史料に基づいて詳解した後、その政治体制を「三頭政治」による「共和国」であり、ナジュラーンの「カアバ神殿」にはマッカに匹敵する宗教的権威があったと主張している。その後でイスラーム創設以降のムスリム政府との関係を、ムハンマドとの契約、ウマルによる追放からウマイヤ朝のヤズィードへの提訴に至るまで時系列的に辿り、イスラーム国家の租税史を検討する上で、ナジュラーンの事例が重要であると指摘した。

ラマンはムハンマドとナジュラーンの民の契約は、前者によって課せられた一方的な命令ではなく、双務契約であり、平等の立場でそこに利益を期待する2つの勢力によって締結された同盟契約であると論じ、ムスリム史料の伝える伝承間の矛盾は、後代の歴史家達の解釈を反映し、史料に著わされている契約書の内容、特に利子を禁止する条項は改竄されたものと見なした。ナジュラーンの民は経済的利益を確保するために、ムハンマドに対して安全保障金を支払っていたのであり、彼らは同盟者の立場であったとラマンは論じた。彼らに対する税については、ウマルが追放後に彼らの定住した土地に関してハラージュを賦課したため、ナジュラーンの民は不当な二重課税の対象となったと見なし、このような不当課税はナジュラーンの民がマディーナ政権の有力者の債権者であったからで、初期イスラーム時代の歴代カリフが不当課税を撤回できなかったのは主に財政上の理由であったとラマンは分析した⁷。ラマンの後 L. Massignon がナジュラーンの民とムハンマドとの呪い合い⁸ に関する論説を発表している⁹。

ラマンの説を批判的に検証したのが、A. Fattal の古典的ともいえる著名な非ムスリムの法的地位に関する書¹⁰ である。その中で、彼はナジュラーンの民とムハンマドの交渉に関するムスリムの伝承間の矛盾を指摘した上で、ムハンマドとの契約内容を紹介し、この契約に関するラマンの分析に対して、その議論の矛盾点を具体的に指摘した。ナジュラーンの民の契約は安全保障の代わりに2000着の高級な衣服（フッラ ḥullāh）¹¹ をジズヤとして収める従属契約であり、彼らは庇護民という法的立場をムハンマドによって認められたとファッタルは論じた¹²。

ファッタル以降、ナジュラーンの契約に関して詳細に検討したのは、W. Schmucker である¹³。彼の論考は2つの部に分けられ、第1部は呪い合いについて、第2部はウマルによるナジュラーンの民の追放について包括的に取り扱っている。第1部はムスリムマジョリティ（スンナ派）に対するムスリムマイノリティ（シーア派）の護教論的・神学的自己主張という観点からナジュラーンの呪い合いを取り上げ、それはシーア派の呪い合いの伝統に受け継がれていることについて詳細に論じている¹⁴。第2部では、彼はキリスト教

徒マイノリティの政治的要求に対してムスリムマジョリティの政治的宗教的優位を正当化することを目指したムスリム作家達の護教論を分析することをテーマとしている。特にナジュラーンの使節到来からウマルの追放に至るナジュラーンの民¹⁵の歴史を詳細に辿った上で、使節の目的、契約の性格、その内容について検討し、さらに契約の更新、ウマルによる契約の破棄と追放について分析を加えている。ただし、マイノリティ対マジョリティという二項対立的なとらえ方に終始していること、伝承はウマルの契約違反を正当化するために事実を歪曲していることを前提として論を展開していること、さらに検討の対象となっている史料に対する検証(史料批判)がなされていないことなどのために、詳細に伝承の紹介がなされているにもかかわらず、説得力の点で問題がある。また、ヤマン全体の状況に関しても目が向けられていない。これら以外にナジュラーンの契約に関して纏まった研究は、管見では見あたらなかった¹⁶。

先行研究が注目してきたのは、ムハンマドとナジュラーンの民との契約の真偽、そして後にキリスト教徒によって制作された「神の使徒の契約書」の内容や矛盾点の検討であった。しかしながら、ムハンマドによる契約書の発行、ムスリム政府によるその継承及び変更、法学者達による議論と様々な解釈などが起こった政治的・社会的背景についての検討は不十分といえる。また、キリスト教徒による「契約書」の創作と利用についてもその背景となった政治・社会情勢や歴史的趨勢がほとんど論じられていない。そこで本稿とその続編では、先行研究の議論を踏まえて、ナジュラーンの民の契約とその後の歴史展開を詳細に辿り、この契約書に関する諸説を比較検討した上で、その背景にある政治・社会状況の分析まで踏み込みたいと考える。そのことを通じて、初期イスラーム時代において異教徒に対する統治制度が、制度的または理論的にどのように整備されていたかが解明されると考える。

(3) 史料の分類とその特徴¹⁷

ハディース集

イスラーム国家における異教徒統治に関する研究においては、制度面でも

理論面でもその発展・確立期に当たる9世紀から10世紀に掛けての古典的ハディース集の中の記録がまず注目される¹⁸。これらはムハンマド時代から初期カリフ政権期の言行や出来事として伝えられてはいるが、やはり編纂された時代の政治・社会的背景も映し出していることを考慮する必要がある。近年のデータベース化の国際的発展により、膨大なハディースの利用が可能となったことは研究上極めて重要である。この時代のスンナ派のハディース集の検索サイト¹⁹から najrān を検索すると27の記事が抽出される。内訳は以下の通りである。

al-Bukhārī (810-870) 『サヒーフ』 <i>Ṣaḥīḥ al-Bukhārī</i>	4
Muslim b. al-Ḥajjāj (820頃-875) 『サヒーフ』 <i>Ṣaḥīḥ Muslim</i>	3
al-Tirmidhī (825-892) 『スナン』 <i>Sunan al-Tirmidhī</i>	1
al-Nasāʿī (830-915) 『スナン』 <i>Sunan al-Nasāʿī</i>	2
Abū Dāwūd (807-889) 『スナン』 <i>Sunan Abū Dāwūd</i>	2
Ibn Mājah (824-887) 『スナン』 <i>Sunan Ibn Mājah</i>	1
Aḥmad b. Ḥanbal (780-855) 『ムスナド』 <i>Musnad Aḥmad</i>	13
al-Dārimī (797-869) 『スナン』 <i>Sunan al-Dārimī</i>	1

この表を見ると、ハンバル派の名祖アフマド・ブン・ハンバルの伝えるハディースがほぼ半数を占め、際立って多いことが分かる。次いではブハーリーの4事例で、ムスリム・ブン・アルハッジャージュの3事例がそれに続く。これらよりも古い Mālik b. Anas (709頃-795) の『ムワッタア』 *al-Muwattaʿa*²⁰にはナジュラーンに関する記載はない。

これらの伝承の中で、本稿の主題に関わる記述の内容に関して検討すると以下のような特徴が見られる

- ① ブハーリーでは全てナジュラーンへの Abū ʿUbaydah b. al-Jarrāḥ²⁰の派遣についての伝承である²¹。
- ② ナジュラーンの民の和平協定と課税、及びウマルによるナジュラーンの民の追放の伝承はアブー・ダーウドが1例ずつ伝えているだけである。
- ③ ムハンマドがすでにナジュラーンの民をアラビア半島から追放するよ

うに指令していたという伝承は、アフマド・ブン・ハンバルに3例とダーリミーに見られる。

- ④ ナジュラーンの民とタグリブ族が悪事を行う集団であるというムハンマドの言をアフマド・ブン・ハンバルのみが2例伝えている
- ⑤ ムハンマドによる^cAmr b. Ḥazm²²のナジュラーンへの派遣と彼への証文授与を伝える伝承はナサーイーのみが伝えている
- ⑥ ナジュラーンの民の奢侈を批判するような伝承はアフマド・ブン・ハンバルのみ伝えている

これらの特徴を踏まえて他の種類の史料と比較検討する必要があるだろう。

歴史的文献

年代記・征服記・伝記も含む歴史的史料に属する当該の時期の文献の中で、ナジュラーン及び初期イスラーム時代のキリスト教徒の歴史と彼らの処遇に関して参照できる文献は以下の通りである²³。

Ibn Hishām (?-833) 『預言者の伝記』 <i>Sīrat al-Nabawīyyah</i> ²⁴
al-Wāqidi (747/8-822) 『征服記』 <i>al-Maghāzī</i> ²⁵
Ibn Saʿd (784 頃-845) 『世代大全』 <i>Ṭabaqāt al-Kubrā</i> ²⁶
Khalīfah b. Khayyāt (?-854) 『歴史』 <i>Taʾrīkh</i> ²⁷
al-Balādhurī (?-892) 『貴族の系譜』 <i>Ansāb al-Ashrāf</i> 『諸国征服史』 <i>Futūḥ al-Buldān</i> ²⁸
al-Yaʿqūbi (?-897) 『歴史』 <i>Taʾrīkh al-Yaʿqūbi</i> ²⁹
al-Ṭabarī (839-923) 『使徒達と諸王の歴史』 <i>Taʾrīkh al-Rusul wa al-Mulūk</i> ³⁰
al-Masʿūdī (893 頃-956c) 『提言と監督の書』 <i>al-Tanbih wa al-Ishrāf</i> ³¹

これらの史料の中で、時代的に最も古い情報を伝えていると考えられるのは、Ibn Ishāq³²のムハンマド伝を編纂したイブン・ヒシャームの『預言者の伝記』である。『預言者の伝記』には、ナジュラーンの民とムハンマドとの交渉に関してかなり詳細な記録が残され、ムハンマド時代の契約に関する基本的史料といえる。ナジュラーンのキリスト教徒とムハンマドとの交渉に関わる様々な逸話も豊富に伝えているが、ラマンも指摘しているように、キリスト教徒との契約内容自体には言及していない³³。また、イブン・ヒシャームと

ほぼ同時代のマディーナの歴史家ワーキディーの書には、ナジュラーンに関する記述は一カ所しか見られない³⁴。これに対して、ワーキディーの弟子且つ書記であったイブン・サッドの伝記集には、ナジュラーンのキリスト教徒と彼らの安全保障契約に関するかなり詳細な記録が残されている。イブン・サッドとほぼ同時代のハリーフア・ブン・ハイヤートの年代記には、2カ所ほどの断片的記録しか掲載されていない。

年代記の中ではハリーフアに続くヤアクービーの歴史書から、使徒ムハンマドとナジュラーンの民との契約について纏まった記録が見られるようになる。さらにバラズリーやタバリーの著作になると、ナジュラーンのキリスト教徒の歴史や安全保障契約締結の経緯とその内容、その後の状況について飛躍的に詳しい記録が現れる。両作家はイブン・イスハークからの情報に大きく依拠しているが、情報の選択の仕方には相違が見られる。またバラズリーは Yaḥyā b. Ādam³⁵ からも引用している。この2つ著作の記録は Ibn al-Athir など後代の歴史家達の著作に受け継がれていく。一方、ほぼ同時代のマスウディーには、ナジュラーンの契約に関しては極めて簡単な記述しか述べられてはいない。

このように9世紀半ば頃を境として、ナジュラーンの安全保障契約とその後彼の追放に関する歴史的史料の記述内容は大きく変化する。本論では詳しい記録を残している文献として、イブン・ヒシャーム、イブン・サッド、タバリー及びバラズリーに主に依拠したが、記述内容が歴史的に変化していることを確認しておく必要がある。

法学的文献

8世紀末から10世紀にかけて、本格的な租税の書や国家の歳入に関する著作が現れる。この時代の税に関わる法学的文献として以下のものが挙げられる³⁶。

ナジュラーンの安全保障契約を巡る諸問題 (1)

Abū Yūsuf (731-798) 『租税の書』 <i>Kitāb al-Kharāj</i> ³⁷
Yaḥyā b. Ādam (757 頃-818) 『租税の書』 <i>Kitāb al-Kharāj</i> ³⁸
Abū ‘Ubayd b. Sallām (770 頃-838) 『歳入の書』 <i>Kitāb al-Amwāl</i> ³⁹
Ibn Zanjawayh (?-865) 『歳入の書』 <i>Kitāb al-Amwāl</i>
Qudāmah b. Ja‘far (873-940 頃, または 948) 『租税と証書作成技能の書』 <i>Kitāb al-Kharāj wa Ṣinā‘at al-Kitāb</i> ⁴⁰
al-Dāwūdī (?-1011) 『歳入の書』 <i>Kitāb al-Amwāl</i> ⁴¹

『租税の書』というタイトルを帯びた著作の中でナジュラーンのキリスト教徒について詳細且つ纏まった記述を残しているのはアブー・ユースフ⁴²である。ほぼ同時代のヤフヤー・ブン・アードムには、使徒ムハンマドがナジュラーンに送った書簡について簡単に言及されているだけである⁴³。しかしながら、バラズリーはナジュラーンに関する記録においてヤフヤー・ブン・アードムを典拠として詳細な伝承を伝えているので、現存しない彼の著作の中でナジュラーンの契約について言及している可能性は否定できない。

アブー・ユースフの書は、国家財政、税制、刑事裁判等に関する論考で、カリフ・ラシードの要望によって著述されたものである。ナジュラーンの契約書に関する記録も、ラシードの諮問に対して回答するという形式で書かれている。その中でアブー・ユースフはムハンマドの契約書の全文だけでなく、それを継承したアブー・バクルの契約書、ウマルの契約書、ウスマーンの契約書、アリーの契約書の全文を掲載し、さらに彼自身の法的解釈を付け加えている⁴⁴。

『歳入の書』というタイトルを帯びた文献の中では、アブー・ウバイド⁴⁵がナジュラーンに関して際立って詳細な記事を残している。同書は、クルアーンや伝承を典拠として、税制、富の分配、慈善、そして最も重視されているムスリム共同体に対するムスリム個人の責任について論じたものである⁴⁶。アブー・ウバイドは「正義と公正」を強調しているため、ナジュラーンの民の処遇の変化をどのように正当化するかが注目される。彼はムハンマドやカリフ達の契約書の本文を掲載している他、ナジュラーンの民に関する様々な経路からの伝承を列記、さらに自分自身の意見や解釈を加え、かなり詳しい

論考を展開している。

イブン・ザンジャワイフ⁴⁷の『歳入の書』3部作は、アブー・ウバイドの書を基本的に受け継いだものであり、アブー・ウバイドに比べてナジュラーンのキリスト教徒に関して情報は乏しい。しかしながら、使徒ムハンマドのナジュラーンの民に対する契約書が第3巻に掲載され、他の文献とは異なり、異説が併記されていないため、同契約に対する彼自身、或いは彼の時代の知識人達の一般的知識を窺い知るために有効である。

ほぼ同時代の著作ダーウディー⁴⁸の書には、ナジュラーンのキリスト教徒の処遇に関する記述が見られない。一方で彼は、ナジュラーンのキリスト教徒と多くの文献で併記して論じられるタグリブ族の処遇については短いながらも独立した節を設けて論じている。

以上が本稿に関連する主な史料の分類と特徴である⁴⁹。

(4) 史料間の相違

ナジュラーンの民の契約または和平協定⁵⁰に関する史料には矛盾する内容が少なくない。契約時期、契約の対象、契約締結の経緯、契約の内容等について記録に混乱が見られ、その実態を把握するのは難しい。ラマンやファッタルによってそのような試みはなされているが、先に述べたようにラマンは基本的に改竄説を採り、ファッタルも「ナジュラーンの民」を一体的に捉えているため、分析としては不十分といえる⁵¹。そこで問題の所在を明らかにするためにムハンマドとナジュラーンの民の契約と税に関する各史料の記録の内容を整理する。

ナジュラーンの民に関して最も豊富で多彩な記録を残しているのはイブン・ヒシャームである。それらの殆どはイブン・イスハークから引用されている。『預言者の伝記』の第2巻⁵²では、「司令官 al-sayyid と市長 al-‘āqib⁵³ のことと呪い合いの話」という独立した節⁵⁴を設けて、ナジュラーンのキリスト教徒の使節について記録している。その概略は、①使節の到来とその構成員⁵⁵、②彼らの身なりと東向きの礼拝、③使節団員の名前とムハンマドとの宗教問答⁵⁶、④呪い合いの取り止めと仲裁者派遣の要請、⑤アブー・ウバイダの

派遣⁵⁷ という構成を取っている。

さらに同書第4巻の「ヒジュラ9年、遣使の年の話」の章で、「ハーリド・ブン・アルワリードによる Banū al-Ḥārith b. Kaʿb⁵⁸ の改宗」という節⁵⁹ があり、イブン・イスハークから引用して、ヒジュラ10年におけるナジュラーンのバヌー・アルハーリス・ブン・カアブの改宗に関する記録がある。その概略は、①ムハンマドによるハーリドの派遣、②ムハンマドからハーリドへの書簡の内容、③ハーリドからムハンマドへの書簡の内容、④バヌー・アルハーリスの改宗、⑤バヌー・アルハーリスの使節の到来、⑥ナジュラーンへのアムル・ブン・ハズムの派遣と彼へのムハンマドの書簡の内容と続いている。タバリーもこの出来事に関してイブン・イスハークから引用して同様の記録を残している。僅かな細かい点を除いて同じ内容であるため、イブン・イスハークの書の内容が確認される。しかしながら、タバリーはキリスト教徒の使節に関しては、ヒジュラ10年の出来事の中で、使節の到来を簡単に述べているだけである⁶⁰。

イブン・ヒシャームとタバリーはナジュラーンからキリスト教徒の使節とバヌー・アルハーリスの使節が到来したことを記録し、改宗したバヌー・アルハーリスへのイスラームの伝授と彼らから徴収する税を指示したムハンマドの書簡の内容については詳しく伝えている。この書簡はバヌー・アルハーリスとの同盟関係の条件を確認した契約書 *ʿahd* と位置づけられている。一方、キリスト教徒との和平協定 *ṣulḥ* の契約書に関しては記述がないが、タバリーはアブー・バクルがそれを更新した時の記事として、その一部を掲載している⁶¹。

イブン・ヒシャームと同じく、バヌー・アルハーリスとキリスト教徒の両方の使節とムハンマドとの関係について記録を残しているのは、イブン・サウドである。ムハンマドとナジュラーンの交渉に関しては、「神の使徒による諸王に対してイスラームを呼びかける使節の派遣とアラブの人々に対する神の使徒の書簡」の章の中に、①神の使徒がバヌー・アルハーリスの主教とナジュラーンの主教及び聖職者・修道士たちに書いた契約書⁶²、②神の使徒が Qays b. al-Ḥuṣayn Dhū al-Ghuṣṣah⁶³ に対して、彼の一族であるバヌー・アルハー

リスと Banū Nahd の安全保障 amānah に関して書いた契約書⁶⁴、③神の使徒がナジュラーンの民に書いた契約書⁶⁵ が掲載されている他、「神の使徒に対するアラブの諸使節」の章に、④バヌー・アルハーリスの使節の項（ハーリド・ブン・アルワリードの派遣、イスラームの受容、彼らからムハンマドへの使節到来、彼らの帰還）、⑤ナジュラーンの使節の項（ナジュラーンの民の使節の到来、使節の人数と代表的人物、彼らの服装や礼拝、呪い合いの提案と取り止め、彼らへの課税と軍事援助の義務の詳細、彼らの中の改宗者、ウマル時代までの話）等が含まれている⁶⁶。イブン・イスハーク系統と異なっているのは、バヌー・アルハーリスへの義務づけの詳細が述べられていない一方で、ナジュラーンのキリスト教徒への課税と軍事援助の義務に関しては詳しく述べられていることである。

一方、アブー・ユースフでは、「イブン・イスハークから聞いた」こととして、アムル・ブン・ハズムがナジュラーンに派遣された話に続いて、ムハンマドから彼に授与された書簡の内容について言及し、ナジュラーンの民の手元にあったという契約書の写本の内容を紹介している。その内容はイブン・サウダの伝えるキリスト教徒に対する課税の記録とほぼ同じであるが、より詳しくなっている。

また、同種の財政の書であるアブー・ウバイドの『歳入の書』には、ムハンマドがアムル・ブン・ハズムに授けた書簡についての言及はあるが、バヌー・アルハーリスのために書かれた契約書とは述べていない⁶⁷。ナジュラーンの民について多くの言及があるが、その殆どはアラビア半島からの彼らの追放に関わるものである。ナジュラーンの民との和平協定の契約書の内容を詳しく伝えているのは伝承番号 503 であり、506 にアブー・ウバイドによる解説がある⁶⁸。

これらの他にナジュラーンの民の契約書についてその内容を詳しく述べているのはバラズリーである。彼の征服記にはバヌー・アルハーリスとの使節や書簡の往来については言及がない。キリスト教徒については、彼らの司令官と市長が使節として到来し、ムハンマドに和平協定 *ṣulḥ* の締結を求めたと述べた上で、その条件を記した契約書として、異なった伝承経路による 2

例を掲載している。その間に挟まれる形でナジュラーンの修道士とムハンマドの問答と呪い合いの話がある⁶⁹。若干の相違はあるもののイブン・サウド、アブー・ユースフ、アブー・ウバイド、バラズリー、そしてイブン・ザンジャワイフ⁷⁰の伝える契約書の内容はほぼ同じである。

問題の所在は、アブー・ユースフにおいて顕著なように、ナジュラーンのキリスト教徒の和平協定とバヌー・アルハーリスの同盟契約という2つの契約が混同されていることである。さらにそれぞれの契約の時期や内容にも矛盾がある。また、契約締結後に派遣された人物についても意見の相違があり、彼らが果たした役割⁷¹も不明瞭であることといえる。

第2章 バヌー・アルハーリス・ブン・カアブの使節と契約書

(1) 使節到来の時期の検討

ここでまずヒジュラ10年におけるムハンマドとナジュラーンの民の使節や書簡の往来と和平契約締結に先立つ交渉について検討するが、その目的は2つの契約の時期を明確にするためである。イブン・ヒシャームの『預言者の伝記』によると、ムハンマドとナジュラーンの民との本格的な接触⁷²は、マディーナのムハンマドの下にナジュラーンのキリスト教徒がやって来たことに始まる。彼らがイエスについてムハンマドに意見を求めただけでなく、ユダヤ教徒のラビと論争したことが伝えられ、それに関連して啓示が下されたとなっている⁷³。

さらにこの時の論争で、アブラハムに関するユダヤ教徒とキリスト教徒の見解に相違があり、イエスの崇拝についてユダヤ教徒のラビからムハンマドに質問があったことや、それらに関連して啓示が下されたことなどが伝えられている⁷⁴。この際に、Abū Rāfi' al-Qurẓī というナジュラーンのキリスト教徒が、「あなたはキリスト教徒がマリアの息子イエスを崇拝するように、我々があなたを崇拝することを望むのですか？」とムハンマドに尋ね、ナジュラーンの民のキリスト教徒のある男⁷⁵が、「ムハンマドよ、あなたは我々にこのようなことを望むのですか？彼の言った通りに。」と神の使徒に確認すると、

「とんでもないことだ。私は神以外の何ものも崇拜しないし、神以外のものを崇拜するように命令しない。そのために神は私を遣わされたし、彼が言ったように私に命令はなさらなかった。」と答えたという。すると神は兩名の言についてまた啓示を下されたというエピソードになっている⁷⁶。

これらの伝承は、ムハンマドのヒジュラの記録の後、ムハージルーンとアンサールの兄弟契約、ユダヤ教徒の敵対、アンサールの偽善者のユダヤ教徒との同盟、ユダヤ教徒の偽改宗者の記述に続き⁷⁷、「偽善者とユダヤ教徒に関する【クルアーンの】雌牛の章の啓示」の中に含まれている。イブン・ヒシャームでは、この章の後に「司令官と市長のことで呪い合いの話」が続き、その後ヒジュラの日付、マディーナからのムハンマドの遠征や軍の派遣の話と続いているので、ナジュラーンのキリスト教徒からの使節到来がヒジュラ後比較的早い時期のように見える⁷⁸。（【 】内筆者補足）

一方、年代を記載している史料は全てキリスト教徒の使節の到来をヒジュラ 10 年の出来事の中に記している。タバリはキリスト教徒の使節の到来をヒジュラ 10 年の出来事として記録しているだけだが、バヌー・アルハーリスの改宗と使節派遣よりも後の出来事として位置づけている⁷⁹。バヌー・アルハーリスへのハーリド・ブン・アルワリードの派遣については、同年の記録の冒頭でラビーウ II 月の事としながらも、ラビーウ I 月或いはジュマダー I 月という説も伝えている（631 年 6 月 7 日～9 月 3 日）⁸⁰。それに続いてアムルの派遣、彼らの使節の到来の記録が続き、彼らの帰還はシャッワール月末かズウ・アルカアダ月はじめ（632 年 1 月末頃）、ムハンマドの死の 4 ヶ月前であったとしている⁸¹。また、イブン・ヒシャームでも、バヌー・アルハーリスへのハーリド・ブン・アルワリードの派遣はラビーウ II 月或いはジュマダー I 月（631 年 7 月 7 日～9 月 3 日）であったとされ、イブン・サウドはラビーウ I 月（6 月 7 日～7 月 6 日）と明記している⁸²。イブン・サウドも「神の使徒に対するアラブの諸使節」の章において、他の諸使節の到来と並べて、バヌー・アルハーリスの使節の項⁸³を記し、その後でナジュラーンのキリスト教徒の使節の項⁸⁴を立てている。但し使節の到来が時系列に配置されているかは確認できない。

ナジュラーンの安全保障契約を巡る諸問題 (1)

またマスウディーは、ヒジュラ 10 年の出来事として、ラビーウ I 月のハーリド・ブン・アルワリード派遣⁸⁵ について述べ、同月のムハンマドの息子の死、ラマダーン月のアリーのヤマンへの派遣に続いて各地からの使節の到来を述べ、その最後にナジュラーンのキリスト教徒との和平協定を位置づけ、その後別離の巡礼の話になっている。以上の記録から総合的に考えて、ナジュラーンのキリスト教徒の使節の到来は、バヌー・アルハーリスとの交渉と同じヒジュラ 10 年の出来事であり、バヌー・アルハーリスの使節の到来の後、恐らくはズウ・アルカアダ月 25 日 (632 年 2 月 27 日) にムハンマドが別離の巡礼に出発する直前の出来事の可能性が高いと思われる。イブン・ヒシャームは、キリスト教徒やユダヤ教徒とムハンマドとの問答やそれに際して下された啓示の記録に連続性があるテーマとして、ナジュラーンのキリスト教徒の使節を続けて配置したと考えられる。

(2) ハーリド・ブン・アルワリードの派遣

出来事の経緯

そこでバヌー・アルハーリス・ブン・カアブとの交渉から検討を試みる。諸史料の中で、バヌー・アルハーリス・ブン・カアブの改宗に関して詳しい記録を残しているのは、イブン・ヒシャーム、イブン・サッド、タバリーである。前述のように、イブン・ヒシャームとタバリーはイブン・イスハークを情報源としてほぼ同じ伝承を伝えている。以下で時系列的に彼らとムハンマドとの交渉と同盟関係について検証したい。

ハーリド・ブン・アルワリードがムハンマドによって 400 名の兵士と共にバヌー・アルハーリス・ブン・カアブの下に派遣されたのは、ヒジュラ 10 年のラビーウ I 月からジュマダー I 月の間の出来事であった。イブン・ヒシャームは以下のように伝えている。

イブン・イスハーク曰く：それから神の使徒はハーリド・ブン・アルワリードを 10 年のラビーウ II 月或いはジュマダー I 月に、ナジュラーンのバヌー・アルハーリス・ブン・カアブの下に派遣した。そして彼らと戦う前に 3 回彼らに改宗を呼びかけるように命令した。そしてもし

も彼らが【改宗に】応じたならば、彼らを受け入れ、もしも彼らがそうしなければ、彼らと戦うように命令した。ハーリドは出発し、彼らの下に到着した。そして彼は馬に乗った者を派遣し、その者達はあらゆる方向に向かっていてイスラームを呼びかけてこう言った。「人々よ、イスラームに改宗せよ、身の安全を確保せよ。」そこで人々は改宗し、彼らが呼びかけられた【イスラームに】入信した。ハーリドは彼らの下に留まってイスラーム【の教義】と神の書と神の預言者のスンナを教えた。このことに関して、それ以前に神の使徒は、もしも彼らが改宗したならば、彼らと戦ってはならないと彼に命令していたのである⁸⁶。

タバリーもこの時の出来事について、Ibn Ḥumayd ← Salamah ← Muḥammad b. Ishāq ← ‘Abd Allāh b. Abī Bakr b. Muḥammad b. ‘Amr b. Ḥazm al-Anṣārī⁸⁷ というイスナード、即ちアムル・ブン・ハズムの子孫に始まるイブン・イスハーク経由の伝承経路を述べた上で、ほとんど同じ記録を残している⁸⁸。ハーリドはムハンマドに書簡を出し、彼らのイスラームの受け入れと戦わずして命令を達成したことを報告し、イスラームの教義と神の預言者のスンナを教授したと報告した⁸⁹。

バヌー・アルハーリスが戦闘を回避してイスラームを受け入れたという報告を得たムハンマドは、ハーリドに帰還を命じる手紙を出し、彼はバヌー・アルハーリスの使節を伴ってマディーナに帰還した⁹⁰。この時の使節の構成員についての記録もほぼ一致している。彼らは Qays b. al-Ḥuṣayn⁹¹ b. Yazīd b. Qanān Dhū al-Ghuṣṣah (喉詰まりというあだ名)、Yazīd b. ‘Abd al-Madān, Yazīd b. al-Muḥajjal, ‘Abd Allāh b. Qurād⁹² al-Ziyādi, Shaddād b. ‘Abd Allāh al-Qanāni, ‘Amr b. ‘Abd Allāh al-Ḍabābi であつた⁹³。

ムハンマドとの会見についても詳しく述べられている⁹⁴。

- * ムハンマドが「ヒンドの男達のようなだ」と感想を述べたこと
- * 彼らの信仰告白とムハンマドの信仰告白による返答
- * ムハンマドからの「阻まれた時も先頭を進むか？」という4回の質問に対して使節は意味が分からず沈黙するが4回目にヤズィード・ブン・アブド・アルマダーンがそうであると答え、4回繰り返したこと

- *もしも彼らがイスラームを受け入れてハーリドとの戦闘を回避しなかったなら、彼らを攻撃して滅ぼしていたとムハンマドが言ったこと
- *ヤズィード・ブン・アブド・アルマダーンが、彼らはムハンマドやハーリドを讃えたのではなく神を讃えたのであると返答したこと、ムハンマドがそれを真実だといったこと
- *「ジャーヒリーヤ時代には敵対者をどのように征圧していたのか」というムハンマドの質問に「我々は誰も征圧していない」と答えたこと
- *彼らが敵対者を制圧してきたとムハンマドは述べ、それに対して彼らは自分たちが分裂することなく不正も行わなかったので敵対者に常に勝利してきたと答えたこと、ムハンマドがそれを真実だといったこと

ムハンマドの質問に対する当初の困惑があったにせよ、会見はイスラームへの帰依を確認することに始まり、最後まで友好的に行われ、ムハンマドは使節の返答を嘉している。そしてカイス・ブン・アルフサインを彼らの指揮官 *amir* に任命したという⁹⁵。既に述べたように、この使節はシャッワール月末或いはズゥ・アルカアダ月初め (632 年 1 月末) に帰還し、その 4 ヶ月後にムハンマドは逝去した⁹⁶。

バヌー・アルハーリス

バヌー・アルハーリスはヤマンの *Banū Madhḥij*⁹⁷ の系統に属し、彼らにはキリスト教徒と *Yaghūth* 神⁹⁸ の崇拜者がいたといわれている。また、マズヒジュ族はユダヤ教の影響も受けていた。ナジュラーンはヤマンにおけるキリスト教の中心地であり、ムハンマドから改宗を呼びかけられた集団が、バヌー・アルハーリス全体をさしていたかは疑問である⁹⁹。問題の所在の項で述べたように、イブン・サウドはムハンマドがアラブの各勢力に送った書簡を伝えているところで、彼がバヌー・アルハーリスの主教とナジュラーンの主教と彼らの司祭と補祭と修道士に対してその地位と権利を保障した書簡を送ったと記している¹⁰⁰。従ってこの時イスラームを受け入れたのは、バヌー・アルハーリスの一部で、カイス・ブン・アルフサインに従っていた集団であったと考えた方が妥当である。

これまでの研究では、バヌー・アルハーリス・ブン・カアブがキリスト教

徒であることを前提として議論が進められていた。しかしながら、彼らの使節とムハンマドとの会見においては、キリスト教に関する問答は一切なされていない。使節の中にも聖職者は見られない。さらにバヌー・アルハーリスは Banū Murād¹⁰¹ とヤグース神の所有を巡って争っており、バドルの戦いと同日（ヒジュラ 2 年ラマダーン月）に、Banū Hamdān¹⁰² と同盟して al-Razm¹⁰³ の戦いでムラード族に勝利を収め、ヤグース神の所有権を確保したという。また、その後の「第 2 Kulāb の戦い」でハムダーン族やキング族とクダア族等と同盟してタミーム族と戦った際に、彼らは 4 人の指揮官の下に 4 分隊を構成し、彼らは全てヤズィードという名前であったと伝えられている¹⁰⁴。ムハンマドへの使節の中に 2 名のヤズィードがおり、その内の 1 名ヤズィード・ブン・アルマダーンは会見において使節を代表して答弁をしている。タバリーによれば彼らのアミールに任命されたカイス・ブン・アルフサインの祖父の名もヤズィードである¹⁰⁵。従って、ハーリド・ブン・アルワリード軍の呼びかけに応じてイスラームを受け入れ、ムハンマドの下に到来した使節は、バヌー・アルハーリスの一部、ヤグース神を信奉していた集団の代表であったと見なすのが妥当であろう。

軍派遣の目的

上記引用文と会見におけるムハンマドの言から、ハーリド・ブン・アルワリードを派遣する段階では、ナジュラーンのバヌー・アルハーリスとの戦闘が予想されていたことは確かである。停戦のための必須条件はイスラームの受け入れであった。改宗の呼びかけを 3 回せよ¹⁰⁶ と指令し、もしそれに応じなければ攻撃を掛けるように命令したことからムハンマドの慎重さが窺える一方、もしも彼らが改宗して帰順しなかった場合は武力制圧することが決定されていた。イスラームへの改宗はムハンマドの裁定に従うという政治的服属であり、彼と契約を結んで彼を中心とした同盟関係に組み込まれることである。ヒジュラ 8 年のマッカ征服後から 10 年にかけて、ムハンマドからの使節が各地へ派遣されて同盟関係への帰属を求める一方で、各地から同盟関係への帰属を求める使節がマディーナに到来している。しかしながら、ムハンマドの呼びかけに応じず使節も派遣してこない勢力もあった。それらに対し

ては軍隊の派遣による威嚇がなされた。バヌー・アルハーリスが積極的には帰順を示さなかった勢力であったことは確かである。

ヒジュラ 10 年に、ムハンマドはヤマンに対して積極的な布教と軍派遣を行っている。ハーリドの後にもアリーが軍と共に派遣されたことは数々の史料に記されている¹⁰⁷。マッカ開城に次ぎ、ヒジュラ 9 年の Tabūk 征服など、ムハンマドの覇権はその晩年に急速に広がっていったが、ヤマンの制覇には至っていなかったと考えられる。ヒジュラ 10 年は彼が積極的にヤマン制覇に乗り出した年であり、その一環として彼の対ナジュラーン政策を検討する必要がある。これは後述のキリスト教徒との契約にも当てはまるだろう。

当時ヤマンは各地の勢力が敵対・同盟して争い合う不安定な状況にあったが、その中でヒジュラ 9 年にはヒムヤル王がイスラームの受け入れを伝える使節を派遣したことが記録されている¹⁰⁸。しかしながら、他の勢力の動向は不確定であった。ムハンマドはハーリド・ブン・アルワリードを派遣してバヌー・アルハーリスを帰属させた後、アリーを軍と共にヤマンに派遣し、その結果ハムダーン族やムラード族の一部もムハンマドに帰順し、マディーナに使節を送ってきた¹⁰⁹。バヌー・アルハーリスの改宗はヤマン制覇を推進する上で大きなステップであり、それ故ムハンマドは彼らの使節を機嫌良く迎えて厚遇したと考えられる。イブン・サッドは、彼らの帰還に際してムハンマドが使節各人に 10ūqiyah を与え、カイス・ブン・アルフサインには 12 ウーキヤと 1nashsh¹¹⁰ を与えたと記録している¹¹¹。このことからムハンマドが彼らの帰順を重要視していたことが確認される。

(3) アムル・ブン・ハズムの派遣とナジュラーンへの課税

この後、ムハンマドは、アムル・ブン・ハズム・アルアンサーリー¹¹² を彼らの下に派遣したというのが法學書や歴史書における最も一般的な記述¹¹³ である。アムルの派遣の目的は、バヌー・アルハーリスに宗教 *dīn* を教授し、スンナとイスラームの教義を教え、彼らからサダカを徴収するためであったという説明が受け入れられてきた。この際に神の使徒ムハンマドは命令書 *kitāb* を認めてアムルに渡した。このことに関しても、イブン・イスハークの

伝承を採用したイブン・ヒシャームとタバリーの記録には一致が見られる。またタバリーには、伝承経路の説明として「私（イブン・イスハーク）に対して °Abd Allāh b. Abī Bakr b. Muḥammad b. °Amr b. Ḥazm は以下のように伝えた」と書かれており、イブン・イスハークがアムル・ブン・ハズムの曾孫から直接聞いた伝承であることが確認される。

「慈悲深き神の御名において。これは神と神の使徒による布告である。[おお、信仰する者達よ。契約 °uqūd を完遂せよ]¹¹⁴。これは預言者にして神の使徒たるムハンマドからアムル・ブン・ハズムに対して、彼をヤマンに派遣するに際して与えられた契約の書 °ahd¹¹⁵ である」で始まるこの書には、アムル・ブン・ハズムに対して、バヌー・アルハリスに信仰内容を理解させ、巡礼や礼拝などの儀礼の実践方法を伝授するように具体的に述べている。その上で、彼らから徴収すべきサダカに関して、以下のように述べている。

戦利品の内の神のための 1/5 (フムス) とサダカに関しては信徒達に書き記されたように徴収し、不動産の内の自然水流で灌漑した土地や天水で灌漑した土地に関しては【生産高の】1/10、泉の水¹¹⁶ で灌漑した土地に関しては 1/20 を徴収するように。ラクダ 10 頭につき 2 匹の羊、ラクダ 20 頭につき 4 頭の羊、牛 40 頭につき 1 頭の牛、羊¹¹⁷ 40 頭につき放牧した羊 1 頭を徴収するように。これらは偉大なる神が信徒に対してサダカとして義務付けた神の規範である。善行をより多くなす者にはさらに善いことがあるであろう。ユダヤ教徒やキリスト教徒の内で、自発的に誠実にイスラームに改宗した者達はイスラームの教義に従う。その様な者は信徒の一人であり、信徒と同じ権利と義務を有する。キリスト教徒やユダヤ教徒のままである者は、それらの信仰を破棄させられることはない。男であれ女であれ、自由人でも奴隷であっても、成人各人から完全な 1 ディーナール、或いはそれに代わる衣類が税として義務付けられる。これを成し遂げる者には、神の庇護 dhimmah と神の使徒の庇護が与えられる。これを拒否する者は神と神の使徒と信徒全員の敵である。頌辞¹¹⁸。

バラズリーもイブン・イスハークに繋がるイスナード¹¹⁹ による伝承とし

て、アムル・ブン・ハズムに与えた契約の書について言及しているが、サダカについては、「戦利品の中から神のための 1/5 を徴収し、信徒に対して書き記されたサダカを不動産から徴収することを命じる。流水や天水が灌漑している土地については 1/10 を、革バケツによって灌漑しているものについては 1/20 を徴収するように¹²⁰」とのみ記し、家畜に関する規定はない。

イブン・ヒシャームの記録は、ユダヤ教徒やキリスト教徒に対する規定を含み、改宗したバヌー・アルハーリス、改宗しなかった場合は討伐しようとしていた彼らに対する契約書としては明らかに問題がある。サダカの内容に関しても大まかであり、バラズリーでは家畜のサダカの記述も削除されている¹²¹。これらの記録は後代の税制をレトロスペクトに反映させたものと考えてよいだろう。ムハンマドの時代に土地税の区分けや具体的規定があったのは不自然であるし、牛が財産として課税対象になっていたとも考え難い。しかしながら、バヌー・アルハーリスに対す契約書は存在しなかった、或いは存在したがその内容は伝えられなかったと断ずることはできない。

彼らに対するサダカの問題に関連して、アブー・ウバイドは「ラクダに関するサダカとそれに関する規範」の項において、我々 ← Yazīd b. Hārūn ← Ḥabīb b. Abī Ḥabīb ← °Amr b. Haram ← Muḥammad b. °Abd al-Raḥmān al-Anṣārī というイスナードで興味深い記録を残している。

ウマル・ブン・アブド・アルアジーズがカリフ位に就いた時、彼はマディーナに使者を送ってサダカに関する神の使徒の書とウマル・ブン・アルハッターブの書を探した。アムル・ブン・ハズムの一族の下に彼に渡されたサダカに関する神の使徒の書があった。そしてウマルの一族の下に神の使徒と同じ内容のサダカに関するウマルの書があった。二つの書は書き写された。曰く、°Amr b. Haram が我々にいったことには、彼は Muḥammad b. °Abd al-Raḥmān にこれらの 2 書に書いてあることを書き写すように依頼した。彼はラクダ・牛・羊/山羊 ghanam・金・銀・ナツメヤシ・果物・小麦・干ぶどうに関するサダカとしてこの書に書かれていたことを書き写した¹²²。

これに続いて、彼の『歳入の書』では、ラクダ、牛、羊/山羊、植物等に

関するサダカの細かい規定が掲載されているが¹²³、ラクダと羊／山羊と金銀についての規定だけがムハンマド・ブン・アブド・アッラフマーンを伝承経路に含む伝承¹²⁴であることから、使徒ムハンマドとウマルのサダカの書にはこの3つの課税対象についての詳細が書かれていたと考えられる。ムハンマドの書が実在した事を信用するならば、アブー・ウバイドが伝える詳細なサダカ規定が、ヒジュラ10年にムハンマドからアムルに授けられたバヌー・アルハーリスとの契約書に書かれていたことになる。従ってこの書はムハンマド自身が定めたサダカ規定の原形として、後代に発達したサダカ規定の最も重要な典拠となったであろう。その点からもナジュラーンの契約書に見られる混乱を解消し、それぞれの契約書の実態を明らかにすることには大きな意義があると考えられる。

小結

以上のことをまとめると、以下ようになる。

- ① ナジュラーンのバヌー・アルハーリスの使節と契約書はキリスト教徒のそれと異なっていた。
- ② 改宗したバヌー・アルハーリスの一団はキリスト教徒でなかったと考えられる。
- ③ 彼らへの軍の派遣はヤマン制圧の軍事行動の一環であり、ムハンマドは彼らが改宗しなければ滅ぼすつもりであった。
- ④ 彼らの改宗はヤマンの他の勢力の帰順にも影響した。ムハンマドが彼らの使節に好意を示し、歓待したのはそのためであったと考えられる。
- ⑤ アムル・ブン・ハズムに渡された契約書の内容は信憑性が薄いだが、契約書自体は存在し、それがシャリーアのサダカ規定の発展に影響を与えた可能性は高い。
- ⑥ バヌー・アルハーリスに賦課されたサダカの対象は、ラクダ・羊／山羊・金銭の財産であったと考えられる。

第3章 ナジュラーンのキリスト教徒の使節派遣と契約書

(1) ナジュラーンのキリスト教徒の使節

前述のように、ナジュラーンのキリスト教徒の使節に関して最も詳しく記録を残しているのはイブン・イスハークを引用しているイブン・ヒシャーム¹²⁵と、それに次いでイブン・サウド¹²⁶である。以下では、キリスト教徒の使節とムハンマドとの間で起こった出来事の経緯をこの2つの史料の記述を中心にまとめてみる。

使節の構成員

キリスト教徒の使節の到来は、ヒジュラ10年の別離の巡礼の前と考えられる¹²⁷。イブン・ヒシャームはその使節の構成員について、2カ所で言及している¹²⁸。ナジュラーンのキリスト教徒の使節として60人の騎馬の男が神の使徒の下へやって来たが、その内の14名が貴顕であった。彼はその者達の名前を全て挙げている。市長 al-^ʿāqib である ^ʿAbd al-Masīḥ, 司令官 al-sayyid である al-Ayham, 主教 Abū Ḥārithah b. ^ʿAlqamah, 以下 Aws, al-Ḥārith, Zayd, Qays, Yazid, Nabih (Nubayh), Khuwaylid, ^ʿAmr, Khālīd, ^ʿAbd Allāh, Yuḥannas である。中でも次の3名の者に町の統治は委ねられていると述べて、それぞれに対して説明を加えている。

- * 市長アブド・アルマシーフは市民の指揮官 amīr で、判断力があり、人々の諮問に答え、人々は彼にまず助言を求めた。
- * 司令官アイハムは軍を指揮して、彼らのキャラバンの長でもあった。
- * 主教のアブー・ハーリサは Banū Bakr b. Wāʿil¹²⁹ の一員で、学者であり、礼拝の指導者、諸学校の学長であった。彼は身分が高く、宗教的知識に優れた人物であり、コンスタンティノープルに滞在してビザンツ皇帝から数々の榮譽の証を受け、彼のために教会が建てられてもいた¹³⁰。

この3名が実際にムハンマドと話をした。イブン・ヒシャームでは、彼らの信奉するキリスト教の宗派はまちまちであったと記されている¹³¹。コンスタンティノープルとの関係から主教は正統派（カルケドン派）であったこと

は間違いない。一般にナジュラーンのキリスト教は単性論であったと見なされてきたが、カルケドン派の主教座があり、ビザンツ帝国との関係も深かったことが分かる。

一方、イブン・サッドは使節の構成員に関して、[°]Ali b. Muḥammad al-Qurashī の伝承に基づいて伝えている。彼はまず、ナジュラーンの民に対してムハンマドが書簡を書いたために、使節が到来したと述べている。その中の14名が貴顕であるとして、イブン・ヒシャームと同じく主立った3名に関して説明しているが、内容はほぼ同じである¹³²。その他の構成員に関しては、アブー・ハハリサの兄弟の Kurz¹³³ と息子である al-Sayyid と Aws, Yazīd b. Qays, Shaybah, Khuwaylid, Khālid, [°]Amr, [°]Ubayd Allāh とあり、司令官アイハムを主教の息子の一人としていることなど、若干の相違があるが、大きな矛盾はない。

この使節がヤマン製の派手な縞模様の豪華な衣装を身にまとい、ムハンマドのマスジドに入って東に向かって礼拝したという記録もほぼ似通っている¹³⁴。さらにイブン・サッドは、その後彼らはムハンマドの下を訪れたが、彼は彼らを避けて言葉を交わさず、ウスマーンがその原因が彼らの衣装にあることを教えたため、彼らは一旦退却し、次の日の朝早く修道士の衣装を身につけてムハンマドの下にやって来たたと伝えている¹³⁵。

ナジュラーンからの使節の構成員を見ると、同市の主立った者達が挙ってムハンマドの下にやって来たように思われる。ナジュラーンを代表する3名の指揮官についてはムスリムの記録者も高く評価し、敬意を示している。また彼らの服装もその富を示す豪華なものであった。史料は派手な出で立ちを批判的に記録しているが、町の実力と権威をムハンマドに示すための外交的な手法であったと考えられる。それ故、ウスマーンによってムハンマドの不快が伝えられると、すぐに修道士の衣装に替えたのであるが、ムハンマドを恐れたというより外交交渉を円滑に進めるための措置であったといえよう。ナジュラーンからの使節は、町の代表団であり、ヤマンに覇権を広げようとしている新興勢力、ムハンマドのマディーナ政権との外交交渉にやってきたと見なすことができる¹³⁶。

呪い合い

続いて両史料ともムハンマドとの会談の話となる。イブン・サアドは、使節がムハンマドの下にやって来て挨拶をすると彼は挨拶を返し、イスラームの受け入れを呼びかけたが、彼らはそれを拒否したという。ムハンマドは彼らと論戦を行い、彼らにクルアーンを詠みあげた。さらにムハンマドは「もし汝等が、私が汝等に言うことを否認するならば、来い、私は汝等と呪い合いをするであろう」といった。そしてその日使節は退出した。このようにムハンマドと使節の間に議論があったことを簡明に伝えている¹³⁷。

一方、イブン・ヒシャームでは、ムハンマドとの対面の後論戦が行われたとしながら、話はキリスト教内の宗派の教義の相違やキリスト教・ユダヤ教に関するクルアーンの啓示等の一般的なキリスト教・ユダヤ教批判が展開している。そして呪い合いに関しては、神の啓示¹³⁸がムハンマドに下って、もしも彼らが彼の言を否認するなら呪い合いをするようにと命じたため、ムハンマドは呪い合いを呼びかけたという。そこで彼らはそれについて審議するために退出した¹³⁹。いずれにせよナジュラーンのキリスト教徒への改宗呼びかけは成功せず、ムハンマドが神盟裁判によって決着をつけようとしたという展開になっている。イブン・ヒシャームではキリスト教徒達の会議に際して市長のアブド・アルマシーフがムハンマドを神の預言者と認め、呪い合いをせずに帰郷することを勧めるという話が記されているが、ムスリムに都合良いように書かれていることは想像に難くない。

以上の経緯を経て、ナジュラーンのキリスト教徒の和平協定が結ばれることになるが、先に述べたようにイブン・ヒシャームにはそれに関する記述が全く欠けている。彼の書では、ナジュラーンの使節は帰還に際して以下のように述べたと伝えている。

アブー・アルカーシム（ムハンマド）よ、我々はあなたに呪いをかけず、あなたをあなたの宗教のままに留め、我々是我々の宗教を主張しようと考えました。しかしながら、我々の財産に関する様々なもめ事を調停するために、あなたの配下の内であなたが良いと思われる男を、我々と共に送り出してください。あなた方は我々に満足するでしょう¹⁴⁰。

この後でイブン・ヒシャームは、ムハンマド・ブン・ジャアファル¹⁴¹に基づいて、アブー・ウバイダ・ブン・アルジャッラーフをムハンマドが選出し、「彼らと共に出発せよ。彼らが意見を異にしている事柄について、正義を持って彼らの間を調停せよ」といって、彼を派遣したと記録している。

ハディース集の中のナジュラーンに関する記録¹⁴²の中で、このアブー・ウバイダの派遣に関する伝承は数多い。しかしながら、その多くは「神の使徒がナジュラーンの人々に、私はあなた方に信頼できる男を送ろう¹⁴³といった時に、人々（或いは教友達）はそれに選ばれることを望んだが、彼はアブー・ウバイダを送った」という簡単な記述である。呪い合いの経緯を述べた上で、彼の派遣について言及しているのはブハーリーの1伝承とアフマド・ブン・ハンバルの中の1伝承¹⁴⁴だけである。ナジュラーンの市長と司令官という2名の支配者が到来して、両名から神の使徒に呪い合いを求めたが、その内の一人が、ムハンマドが預言者であれば呪い返されるので、呪い合いを止めることを言い出し、他方もそれに同意して、ムハンマドに呪い合いの中止を申し出る。そして「何でもお望みのものを差し上げますから、私たちと一緒に信頼できる男をお送りください」と頼んだので、ムハンマドがそれに応じてアブー・ウバイダを派遣するという展開になっている事で2つの記事は一致している。

呪い合いからアブー・ウバイダの派遣に至る経緯は、あくまでもイスラームを優位に置く観点から記されたものであるが、その中からこの時の会談と呪い合いに関する記録を外交渉と位置づけて考えることが必要である。お互いに相手の宗教を受け入れることはできないし、服従することもできない。そのような両者が何とか折り合いをつけるために、呪い合いが持ち出されたのではないか。ムハンマドもナジュラーンの使節も最初から呪い合いで決着をつけるつもりではなかった。ハディース集は使節が神の使徒に呪いを掛けようとしたと伝えているが、ムハンマドが彼らを説得することに失敗したために、呪い合いを提案したという記述の方が矛盾が少ない。シュムッカーが主張しているように、呪い合いの記録が後代、特にイブン・ヒシャームの時代頃から、シーア派の影響で拡大し変容したとするならば¹⁴⁵、この当時の呪

い合いの実態と効力を検証することは難しいだろう。

さらに、イブン・ヒシャームが伝える帰還に際しての使節の言葉から、彼らがキリスト教の布教、つまりムハンマドの提唱する一神教の教えをキリスト教の中に取り込む目的を持っていたことも窺われる。彼らは最初からムハンマドの安全保障（ズィンマ）を求めてきたのではなく、ムハンマドに対して積極的な布教すら考えていた。呪い合いの取り止めは双方とも目的達成を断念したという外交的妥協を映し出しているのではないだろう。

それではアブー・ウバイダの派遣は何を意味するのか？ 彼の派遣を伝える史料に共通して、ムハンマドの周囲の人々はナジュラーンに派遣されることを希望している。アブー・ウバイダは争いの仲裁者として選出されているが、史料の記述に従えば、それぞれ役割の異なる3人の代表を頂いたナジュラーンの統治体制は安定しており、内部の紛争の解決に困っていたとは思われない。ムハンマドからの監督官を町に迎えることによってそれ以上の干渉を排除しようとしたとも考えられるが、当時のヤマンの状況を勘案すると、次々と改宗を表明してムハンマドとの同盟関係に入った周囲の諸勢力を牽制するため、イスラームに改宗はしないがムハンマドと友好関係を構築したことを表象するムハンマドの代理特使という役割を期待されたのではないだろうか。実際、彼がナジュラーンに留まったという記録はないので、すぐに帰還したようである。「信頼できる者」とはムハンマドを表象できる者を意味したと考えられる。

(2) ナジュラーンのキリスト教徒との和平協定

以下ではナジュラーンのキリスト教徒とムハンマドとの和平協定とその契約書について検討する。この時の契約内容について詳しく伝えているのは、歴史的史料においてはイブン・サッドとバラズリー、法学的史料ではアブー・ユースフとアブー・ウバイドである¹⁴⁶。この契約書に関する記録には様々な混乱があり、研究上も誤解を招いてきた。その最大の原因はアブー・ユースフの記録にあると考えられる。彼はカリフ・ラシードからの諮問に答える形式でナジュラーンの民にムハンマドが課した規定を記した契約書があ

ることを語り、彼がアムル・ブン・ハズムをナジュラーンに派遣するに際して、次のような書を書いて授けたことをイブン・イスハークがアブー・ユースフ自身に語ったと述べている。

慈悲深き神の御名において。これは神と神の使徒による安全保障 amān である。[おお、信仰する者達よ。契約^cuqud を完遂せよ]。これは預言者にして神の使徒たるムハンマドからアムル・ブン・ハズムに対して、彼をヤマンに派遣するに際して与えられた契約の書^cahd である。私はあらゆる事に関して神を恐れることを彼に命令する。そして彼が次々と業務を行い、神のフムスを戦利品から徴収し、そして収穫からのサダカに関して信徒達にお定めになったものを徴収することを命じる。

まさに預言者のこの書簡の写本は彼らの手元にあったのだ¹⁴⁷。

これがイブン・ヒシャームやタバリーが伝えている、アムルがバヌー・アルハリスの下に派遣されるに際して授けられた時の命令書と殆ど同じ事は明白である。しかしながら、次に引用している写本の内容は明らかにキリスト教徒に対するものであり、他の史料とも矛盾がない。

アブー・ユースフを始めとして各史料に掲載されている契約書の内容を整理すると以下ようになる。

- ① この契約書はムハンマドが、彼らの収穫物、金、銀、奴隷全てに関して定めたものである¹⁴⁸。
- ② ムハンマドは彼らの財産に関して優先権を持つが、その権利を以下の条項を果たす代わりに放棄する。
- ③ 1 ウーキーヤの重さのある長衣(フッラ) 2000 着の納入。ラジャブ月毎に 1000 着、サファル月毎に 1000 着の 2 度に分けて納入する。各長衣については、ウーキーヤの重さを超過した分はハラージュ額に繰り入れて、ウーキーヤに欠けていれば、計算して清算される。武器、馬、乗り物、商品などを代納する場合もフッラに換算して支払う。
- ④ ムハンマドの使節に 20 日¹⁴⁹ を期限として住居を提供する。
- ⑤ ヤマンで陰謀 kayd や不正行為 ma^carrāh が起こった際には、30 の鎖帷子、30 頭の馬、30 頭のラクダや物資の無償貸与が義務づけられるが、

破損した場合はムハンマド側が賠償責任を持つ。

- ⑥ ナジュラーンとその周辺地の住民には、財産、彼ら自身、土地、宗教、不在者 ghā'b や現存者 shāhid に関わらず、彼らの一族、教会他全てに關して神の保護 jiwār とムハンマドの庇護 dhimmah が与えられる¹⁵⁰。
- ⑦ 彼らへの規定は変更されることはないし、彼らの如何なる権利も変更されることはない¹⁵¹。
- ⑧ 主教、修道士、司祭¹⁵²はその職を剝奪されることはない¹⁵³。
- ⑨ ジャーヒーリーヤ時代の血の復讐もなく、追い出される yuḥsharūna こともなく、ウシュルを課される yu^csharūna こともない。軍隊が彼らの土地を踏みじめることはない¹⁵⁴。
- ⑩ 訴訟が起きた場合は、被害者と加害者に関わらず折半で決着する。
- ⑪ 利子を取った場合はムハンマドのズインマは撤回される。
- ⑫ いかなる者も他人の不正によって処罰されることはない。
- ⑬ 神の命が下されるまで、彼らは神の保護とムハンマドのズインマを有する。
- ⑭ 不正を行わず誠実に課されたことを行う限りそのズインマは有効である¹⁵⁵。

以上が契約書の内容であり、Banū Naṣr の内の Abū Sufyān b. Ḥarb と Ghilān b. ^cAmr と Mālik b. ^cAwf, al-Aqra^c b. Ḥābis al-Khanḏalī と al-Mughīra b. Shu^cba が証人として署名し、^cAbd Allāh b. Abī Bakr¹⁵⁶ が書記であったという。

項目の①から⑤にかけての具体的な税と住居提供、無償貸与については史料間に殆ど相違はない。イブン・サッドは住居提供と無償貸与物に関する賠償責任について記載していないが、彼は写本そのものとして引用していないので、細部を省いた可能性が高い。⑥以降は史料によって記述がかなり異なってくる。イブン・サッドには聖職者の地位の保障に関する記述がないが、前述のように、これに関連して「神の使徒からアラブの人々への書簡」を列挙しているところで、次のように述べている。(註 100 参照)

彼らが言うことには、神の使徒はバヌー・アルハーリス・ブン・カアブ

の主教と、ナジュラーンの主教達と、彼らの聖職者達と彼らに従う者達、彼らの修道士達に契約書を書いた：彼らは、多寡にかかわらず彼らの所有している教会や礼拝や修道士の職について神と神の使徒の保護を有する。如何なる主教もその主教職を、如何なる修道士も修道士の地位を、如何なる聖職者もその聖職者の地位を、また彼らの如何なる権利も彼らの政治権力も剝奪されることはない。彼らが不正を行うことなく彼らに課されたことを誠実に言う限り問題はない。ムギーラ【・ブン・シュウバ】がこれを書いた。

イブン・サッドが和平協定の条項の一部を敢えて分けて記述する理由は見当たらないので、聖職者を対象とした身分保証書をナジュラーンの契約書に合体させた可能性は無視できない。もしもナジュラーンの使節がこの書簡を見てムハンマドの下にやって来たとするれば、彼らは自分たちの聖職者に対する非礼を正し、ムハンマドを改宗させようと考えていたのかもしれない。

また、⑨についても問題がある。同じく書簡についての記述、上記の書簡の後で、イブン・サッドは改宗したバヌー・アルハーリスのカイス・ブン・アルフサイン宛のムハンマドの書簡を紹介しているが、その中に「礼拝をするものは追い出されることもなく、十分の一税を賦課されない。ザカートを差し出せ。多神教徒から離れよ」というムスリムを対象とした指令がある。十分の一税の記述は前半の義務規定と整合性がないので、これも後から挿入された可能性が高い。

このように契約書の後半部分については様々な問題が提起されるが、中でも議論的となってきたのは利子の禁止とそれによるズィンマの撤回の問題である。後にウマルによって発せられたナジュラーンの民のアラビア半島からの追放令を正当化する重要な典拠となっているからである。特にアブー・ウバイドは、ウマルの追放令の正当性を擁護する姿勢を鮮明に表して、この契約書に関する解説を行っている。彼によれば、「彼らの内で今後利子を食べる者は私のズィンマから排除される」とは、神の使徒が利子の取得を最も重大な罪と見なしていたことを意味しており、他の重大な罪である多神教やワインの飲酒等といった様々な罪を彼らが犯していることを神の使徒は分かって

いたために、利子を伴う取引に関与しないようにムスリムを守ろうとしたのである。ムスリムのためでなければ、神の使徒は彼らが関与していた他の罪と同様に利子を禁じなかったであろう、と解説し、ウマルはこのことのために彼らを追放したのであると締めくくっている。

これに対してラマンは、ナジュラーンはマディーナ政権に対して債権者の立場であり、ムハンマドの教友の中にも債務者が存在したと論じている¹⁵⁷。これに関しては本稿の続編のウマルによる追放の検討に際して取り上げたい。

複数の証人が契約書の写しを見たと言言しているのに、アムル・ブン・ハズムに授与されたバヌー・アルハーリスとの契約書と同じく、ナジュラーンのキリスト教徒との和平協定に際しての契約書は存在していたと思われる。しかしながらそれが史料に著されるまでの2世紀間に内容に変化がもたらされたことは確かであろう。史料間で一応矛盾が見られない①～⑤についても、ムハンマドの死の直前からアブー・バクルの時代にかけてのヤマンの混乱した情勢を反映して創作された可能性も否定できない。次章ではその実際の徴税状況を考察するために、特に背教運動(リッダ)¹⁵⁸とナジュラーンの関係を検討して、和平協定と契約書作成の背景を検討したい。

小結

本章の検討から以下の点が指摘できよう。

- ① ナジュラーンからの使節は、ヤマンに覇権を広げようとしている新興勢力マディーナ政権に対して外交交渉のためにやって来たと考えられる。
- ② 彼らにはムハンマドの提唱する一神教をキリスト教の中に取り込むという積極的目的もあったと推測させる言動が見られる。
- ③ ムハンマドはナジュラーンの使節を改宗させることに失敗した。一方、ナジュラーンの使節もムハンマドをキリスト教化することはできなかった。
- ④ 恐らくその決着をつけるために、呪い合いはムハンマドの方から提案されたと考えられる。

- ⑤ 呪い合いの取り止めは双方とも目的達成を断念したという外交的妥協を映し出していると思われる。
- ⑥ アブー・ウバイダの派遣は、ムハンマドとの友好関係の成立を表象するものであったと考えられる。
- ⑦ ナジュラーンの契約書の写本が実在したことを否定することはできないが、伝えられている契約内容の後半部分は別の契約書から取り入れられた可能性が高い。
- ⑧ 契約書の公布から史料にその内容が掲載されるに至る期間に、内容に変更が加えられたことは確かである。

第4章 ナジュラーンの徴税

(1) アリー・ブン・アビー・ターリブの派遣

ムハンマドが、改宗して帰順したバヌー・アルハーリスと、和平協定を結んだナジュラーンのキリスト教徒の両方に契約書を書き、それらが実在したとしても、それら実効性はどの程度あったのかということを検証する必要がある。

そこでまず、徴税、或いは宣教や統治のためにナジュラーンに派遣されたと記されている人物について検討する。バヌー・アルハーリスへの契約書について詳しく言及しているイブン・ヒシャームとタバリーは、マディーナのムハンマドは「バヌー・アルハーリス・ブン・カアブの使節が帰還した後に、アムル・ブン・ハズム・アルアンサーリーを彼らの下に派遣した。それは彼らに宗教を教授し、スンナとイスラームの教義を教え、彼らからサダカを徴取するためであった¹⁵⁹」と記録し、最初に派遣された徴税官はアムル・ブン・ハズムであったことを明記している。彼は宣教師の役割も担っていた。より正確に言えば、この時彼は、バヌー・アルハーリスの内ではイスラームを受容した人々¹⁶⁰からムスリムとしての義務であるサダカを徴取することを任されたといえる¹⁶¹。このことは契約書の冒頭に「おお、信仰する者達よ。契約‘uqūdを完遂せよ」というクルアーンの文言が含まれていることから確認

される。彼の派遣は、バヌー・アルハーリスの使節が帰還したシャッワール月末以降であったことは間違いない。

一方、イブン・ヒシャームとタバリーには、イブン・イスハーク経由の伝承として、ムハンマドが各地に派遣した司令官 *amīr* とサダカの徴税官 *°āmil* について纏まった記述があり、以下のように記録されている。

神の使徒はイスラームが足を踏み入れた全ての地方に軍司令官とサダカの徴税官を派遣した。サナアーには *al-Muhājir b. Abī Umayya b. al-Mughīrah* を派遣した。彼がそこにいたとき、*al-°Ansi*¹⁶² が彼に反乱を起こした。*Banū Bayāḍah al-Anṣārī*¹⁶³ の兄弟 *Ziyād b. Labīd* をサダカ徴収のためにハドラマウトに派遣した。*°Adī b. Ḥatīm* をタイイ族とアサド族のサダカを徴収するために派遣した。*Mālik b. Nuwayrah* を *Banū Ḥanẓalah* のサダカを徴収するために派遣した。サウド族のサダカについては、彼らの同族の2人の男に分担させた。*al-°Alā° b. al-Ḥaḍramī* をバフラインに派遣した。そしてサダカを徴収しジズヤを神の使徒の下に運んでくるために、アリー・ブン・アビー・ターリブをナジュラーンに派遣した¹⁶⁴。

ヤクビーも、ムハンマド自身が任命した司令官達の記録の中で、「【神の使徒は】アリー・ブン・アビー・ターリブを、サダカを集めてジズヤを徴収するためにナジュラーンに派遣した¹⁶⁵」と述べている。

そこでナジュラーンへのサダカの徴収官は、アムル・ブン・ハズムとアリーのいずれかであったのか、それとも両名とも派遣されたのか、という問題が起こってくる。それに関連して、年代記としては最も早い時期に位置づけられるハリーフア・ブン・ハイヤートの書では、「神の使徒の徴税官の名前」の項で、アムル・ブン・ハズムがバヌー・アルハーリスに派遣され、アブー・スフヤーンがナジュラーンに派遣されたとした上で、既にアリーが彼らのサダカを徴収するためにナジュラーンに派遣されていたが、別離の巡礼に際してムハンマドの下に戻ってきていたと言及している¹⁶⁶。従って、アリーがまず派遣され、その後アムル・ブン・ハズムが派遣されたことになる。さらにナジュラーンの徴税官として、第3の人物ウマイヤ家のアブー・スフヤーン

が登場してくる。ハリーフアの記録では改宗したバヌー・アルハーリスにアムルがサダカ徴税官として、キリスト教徒のナジュラーン市民に対してアブー・スフヤーンが彼らの税（フツラなど）の徴収官として派遣されたようにも読み取れる。

ここでまず、アムルに先立つアリーの派遣の時期を検討する。同じくイブン・イスハーク経由の伝承としてイブン・ヒシャームとタバリーはほぼ同じことを記録している。

‘Abd Allāh b. Abī Najih¹⁶⁷ が私（イブン・イスハーク）にこう語った。神の使徒はアリーをナジュラーンに派遣していた。【巡礼に参加するために帰還した】彼はマッカで神の使徒に会ったが、その時彼はイフラーム¹⁶⁸の状態であった。アリーは神の使徒の娘ファーティマの下にやって来て、彼女が既にイフラームの状態を解き、【彼を迎える】準備しているのを見た¹⁶⁹

ムハンマドより前にイフラームを解いたことをアリーが非難すると、ファーティマはムハンマドの指示でイフラームを解いたと答えたという。さらに旅行の報告後、ムハンマドはアリーにカアバを巡回して、皆と同じようにイフラームを解くようにといったが、アリーはその前に犠牲を捧げたいと答え、アリーが犠牲とする動物を持っていなかったためにムハンマドはアリーと共に自分の犠牲を供犠したという¹⁷⁰。この話からアリーがムハンマドに会ったのはズウ・アルヒッジャ月10日（632年3月8日）であったと判断される。バヌー・アルハーリスの使節が到来した後、ラマダーン月（631年12月）にアリーは軍と共にヤマン遠征に派遣されているので、その遠征中にバヌー・アルハーリスからのサダカ徴収の任を伝えられたことになる。

しかしながら使節が帰還したのはシャッワール月末（632年1月末）であり、アミールに任命されたカイス・ブン・アルフサインの不在中に彼らから徴税できたかは疑問である。実際には任務を遂行する前に巡礼に参加するために帰還したのではないかと思われる。ヤククービーはアリーがキリスト教徒のジズヤも徴収したように述べているが、先に検討したように彼らの使節の到来は別離の巡礼の直前であったと考えられるので、これも不可能である

う。

(2) アブー・スフヤーンとアムル・ブン・ハズム

次にアブー・スフヤーンとアムル・ブン・ハズムの派遣について検討する。タバリーは、ヤマンにおける2回目のリッダの記録¹⁷¹の中で、Abū Jaʿfar ← al-Sarī b. Yaḥyā ← Shuʿayb ← Sayf ← Ṭalḥah ← ʿIkrimah と Sahl ← al-Qāsim b. Muḥammad というイブン・イスハーク経由ではないイスナードでこう述べている。

神の使徒が亡くなった。当時マッカとその地方は ʿAttāb b. Asīd¹⁷² と al-Ṭāhir b. Abī Ḥālah¹⁷³ が支配し、アッターブがキナーナ族を、ターヒルは ʿAkk¹⁷⁴ を支配した。【中略】ナジュラーンとその領域は、アムル・ブン・ハズムとアブー・スフヤーン・ブン・ハルブに任されていた。アムルは礼拝を取り仕切り、アブー・スフヤーンはサダカ徴収を任されていた。ナジュラーン領域の境界に至る Rima^c と Zabīd¹⁷⁵ の間の領域は Khālīd b. Saʿīd b. al-ʿĀṣ¹⁷⁶ に任された¹⁷⁷。

ムハンマドの存命中から、このように両者の役割分担が決められていたということになる。一方で、タバリーはワーキディーからの伝承として、アムルがナジュラーンの徴税官であったという記録も残している。アムル・ブン・ハズムのナジュラーンへの派遣とキリスト教徒との和平協定の契約書を混同しているアブー・ユースフも、「戦利品からフムスを徴収し、収穫から信徒に規定されているものを徴収することを命じる」¹⁷⁸ というムハンマドのアムルに対する指令を伝えているので、彼を徴税官と見なしていた。

バラズリーはアブー・スフヤーンに関して興味深いいくつかの記録を残している。『諸国征服記』においては次のように述べている。

彼ら(学者たち)が言うには、【神の使徒は】アムル・ブン・ハズムをナジュラーンに任命した。一説では、彼はアムルの後任として、アブー・スフヤーン・ブン・ハルブをナジュラーンに任命したという¹⁷⁹。

一方『貴族の系譜』では、アブー・スフヤーンの伝記の章で、al-Kalbī 他からの伝承として、「ムハンマドは彼をナジュラーンに任命した。彼が同市にい

た時ムハンマドはなくなった」¹⁸⁰と伝え、また al-Madā'īnī ← Maslamah の伝承として「神の使徒が亡くなった。その時アブー・スフヤーンはナジュラーンのサダカ徴収に任じられていた。この説を擁護する者達は、アブー・バクル【が任命した】とも言っている」¹⁸¹とも記している。一方神の使徒が派遣した徴税官の名前の章では、アムル・ブン・ハズム説¹⁸²、アブー・スフヤーン説¹⁸³、彼の息子のヤズィード・ブン・アビー・スフヤーン説¹⁸⁴、^cAwf b. Malik 説¹⁸⁵を紹介し、第1の説が正しいと判断している。そしてアブー・スフヤーン説を伝えているワーキディーの言として、アブー・スフヤーンがムハンマドの死に立ち会っていたと教友達は証言しているが、カルビーは居なかったと伝えていると解説を加えている¹⁸⁶。タバリー等の記録から、彼がマディーナでムハンマドの死に立ち会ったことは間違いないであろう¹⁸⁷。

アブー・スフヤーンがムハンマドの死に立ち会っていたとするならば、タバリーがワーキディーの伝承として伝える「神の使徒が亡くなった時、アムル・ブン・ハズムはナジュラーンの徴税官であった」という記事とも何とか整合性を持つ。アリーが別離の巡礼のために急遽帰還した後、アブー・スフヤーンがサダカの徴収にナジュラーンに派遣され、ムハンマドの契約書を携えたアムル・ブン・ハズムは、アブー・スフヤーンの帰還後に徴税官の任を引き継いだという流れが想定し得る。このことはアスワドのリッドに関するタバリーの以下の記録からも確認できる¹⁸⁸。

マズハジュ族はアスワド¹⁸⁹と書簡を交わし、彼にナジュラーン【の支配権】を約束した。彼らは同市を急襲して、アムル・ブン・ハズムとハリド・ブン・サイード・ブン・アルアースを追い出し、両名の住居を占拠した。Qays b. ^cAbd Yaghūth¹⁹⁰は、【ムハンマドによって】ムラード族を任されていた Farwah b. Musayk¹⁹¹を急襲し、彼を追い出してその住居を占拠した。しかしながら、アスワドはナジュラーンに留まらず、サヌアーに向かい、そこを獲得した¹⁹²。

アスワドはムハンマドより先に殺害されているので、この事件の後アムルはナジュラーンに復帰したと考えられる。いずれにせよアリーもアブー・スフヤーンもアムル・ブン・ハズムも、基本的には改宗者したバヌー・アルハー

リスに対してサダカを徴収すべく派遣されたと考えた方がよいだろう。しかしながら、リッダ運動で混迷していたヤマン情勢を勘案すると、バヌー・アルハーリスから実際にサダカを徴収できた可能性は低いと考えられる。

小結

ここまでの検討からバヌー・アルハーリスに対する徴税について以下のことがいえるだろう。

- ① 最初にバヌー・アルハーリスの下に派遣されたサダカの徴税官は、アリーであったと考えられる。
- ② アリーはラマダーン月にヤマンに派遣されたが、各地を転戦し、別離の巡礼に参加するためにズウ・アルヒッジャ月 10 日までにはマディーナに帰還した。従って実際の徴税はできなかった可能性が高い。
- ③ アリーに続いて派遣された可能性が高いのはアブー・スフヤーンであるが、彼の派遣については史料間で差異があるので、実際に派遣されてか否かにも疑問が残る。
- ④ アムル・ブン・ハズムはその後でムハンマドの契約書を携えてバヌー・アルハーリスの下に向かったと考えられる。
- ⑤ ムハンマドの存命中から、既にヤマンではリッダが起こっていたので、アムルもすぐにナジュラーンを追われてしまった。
- ⑥ アスワドの殺害の後にアムルが再びナジュラーンに戻れば、ムハンマドの死に際して同市に滞在していたという記録は矛盾しない。
- ⑦ ムハンマドの死の時期を考えると、少なくとも存命中にはバヌー・アルハーリスから徴税することはできなかったと考えられる。
- ⑧ アリー、アブー・スフヤーン、アムル・ブン・ハズムは、いずれも第一義的にはサダカの徴税官であったと考えられる。

(3) ヤマンのリッダとナジュラーンの民

バヌー・アルハーリスのサダカと同様に、ナジュラーンのキリスト教徒がムハンマドとの安全保障契約を締結した後、彼らの下にも 2000 着のフッラ等の徴収のために徴税官が派遣されたのかが次の問題となる。ムハンマドがナ

ジュラーンのキリスト教徒の徴税を任せた人物を明記している史料はない。

イブン・ヒシャームの記録とハディース集には、ムハンマドが彼らの下に派遣した人物としてアブー・ウバイダ・ブン・アルジャッラーフの名前が登場する。しかしながら、先に検討したように、彼の「仲裁者」としての任務については具体的記述もなく、ナジュラーンに留まった形成もない。彼がナジュラーンの徴税官ではなかったことは確かである。また、ナジュラーンのキリスト教徒はフッラ等を自発的に運上することを約束したために、徴税官が派遣されなかったのかもしれない¹⁹³。そこでムハンマド末期のナジュラーンの町を巡る政治情勢を再考してみる。

ムハンマドの逝去前に始まったヤマンのリッドについて纏まった記録を残しているのは、タバリーとバラズリーである¹⁹⁴。ヤマンのリッドの指導者であったアスワドは、マズヒジュ族の出自で本名は^oAyhalah もしくは^oAbhalah といい、Dhū al-Khimār (覆面者) 或いは Dhū al-Ḥimār (ロバに乗る男)とあだ名を持っていた。628年にホスロー2世パルヴィーズが殺害されて後、ヤマンのペルシア総督は Badhām (或いは Bādḥān)であったが、彼はマッカ征服後にムハンマドに使節を派遣し、同盟関係を結び、改宗した。彼の死後、ムハンマドは彼に従属していた地方勢力にも使節を派遣した。ムハンマドはマズヒジュ族の Banū Ruḥa^o に属する Mālik b. Murārah を布教の使者としてイスラームへの改宗と彼への帰順を求め、ヤマンにおける覇権を拡大していった。ヒジュラ10年には服属を示したムラード族、マズヒジュ族、Banū Zubayd の指揮者として、ムラード族のファルワ・ブン・ムサイクを任命した。一方、バーザームの息子 Shāhar¹⁹⁵ はサヌアー¹⁹⁶ 近郊に勢力を維持していた。

このようなヤマンの新統治体制に対して、別離の巡礼の後、ヒジュラ11年ムハッラム月初め(632年3月末)頃、マズヒジュ族はアスワドの下に結集して蜂起し、彼のナジュラーンの支配権を約束した。そこで彼はナジュラーンを急襲して、蜂起から10日目(4月10日頃)にナジュラーンを征服し、アムル・ブン・ハズムとハーリド・ブン・サイドを追い出したのである。しかしながら、アスワドはナジュラーンに留まらず、サヌアーに向かい、蜂起

から20日目(4月20日頃)にシャハルを打破して彼を殺害し、サヌアーを獲得し、その後ヤマンの殆どを勢力下においた。ムラード族のカイス・ブン・ヤグースやペルシア人の Fayrūz al-Daylamī¹⁹⁷ も彼に呼応してファルワを倒し、ヤマンにおけるムハンマドの新統治体制は早くも瓦解したのである。しかしながら、ヒジュラ11年ラビーウ1月13日(632年6月8日)のムハンマド逝去(6月8日)の直前に、アスワドはカイスやファイルーズ等によって殺害されたという。

ムハンマドがナジュラーンのキリスト教徒との契約において取り決めた年2回の2000着のフッラの納入時期は、サファル月とラジャブ月となっているので、ヒジュラ10年のラジャブ月(631年10月3日～11月1日)はまだ和平協定締結以前であり、11年のサファル月(632年4月28日～5月26日)はリッダの最中であつた。ムハンマドが存命中に、ナジュラーンのキリスト教徒からフッラまたはその代わりの税がマディーナに送られることはなかったと考えられる。

ナジュラーンからの税の納入はなかったとはいえ、アスワドの反乱によってムハンマドとナジュラーンの民の同盟関係が決裂したわけではなかった。タバリーは、al-Sarī ← Shu‘ayb ← Sayf ← ‘Ubayd Allāh ← 彼の叔父、及び Sayf b. ‘Umar ← al-Mustanīr b. Yazīd ← ‘Urwah b. Ghazīyah al-Dathīnī ← al-Ḍaḥḥāj b. Fayrūz b. al-Daylamī, 及び al-Sarī ← Jushaysh al-Daylamī, 及び ‘Ubayd Allāh ← Jushaysh al-Daylamī という複数のイスナードによってこう伝えている。

預言者はナジュラーンの民、彼らの内のアラブやアラブ以外の同地の住民に手紙を書いた。そこで彼らは1つのグループに纏まり、団結し、一箇所に集合した。この事がアスワドに届くと彼は破局を予感した¹⁹⁸。

その後アスワドのリッダは失敗に帰し、彼は殺害されている。この記録から、ムハンマドがアスワドのリッダに際してナジュラーンの民に支援を求めたことが明らかになる。それがアスワドの殺害にも繋がったことも示唆されている。アラブとアラブ以外のものというのはバヌー・アルハーリスとキリスト教徒市民のことと思われ、契約を結んだ2つの集団を意識した記述の仕

方である。ムハンマドはナジュラーンのバヌー・アルハーリスと同盟を結び、キリスト教徒と和平協定を締結し、それぞれ異なった条件で契約を結んだ。史料が伝えるその内容は、双方ともムハンマドに対して彼らが納めるべき税や負うべき義務で構成されている。しかしながら、現実にはこれらの契約に基づいて支援を求めたのは、ムハンマドの側であった。ヤマンの情勢を勘案すると、ムハンマドは彼らから徴税することができなただけでなく、支援を求めるに際して、彼らに対して何らかの譲歩を余儀なくされた可能性も高い。武器や馬の供出条項もこの時の「支援」を表わしている可能性もある。以上を踏まえて、ナジュラーンの民の契約がその後のムスリム政権によってどのように取り扱われていったかを検討する必要があるだろう。

小結

- ① ムハンマドの存命中にナジュラーンのキリスト教徒からフツラその他の税が納入されることはなかった。
- ② ヤマンのリッダに際してナジュラーンは反乱軍に一時占領された。
- ③ ナジュラーンの民（バヌー・アルハーリスとキリスト教徒市民）はリッダに際して団結してムハンマドに味方した。

(4) ムハンマドの時代の出来事の時系列的整理と今後の課題

最後に、以上の情報を含めてここまでの検討を総括して、ムハンマドの死に至るまでの、マディーナ政権とナジュラーンとの関わりを時系列的に整理してみると、次のように考えられる。

- A) ヒジュラ 10 年のラビーウ I 月頃（631 年 6 月～7 月頃）に、ムハンマドは改宗を促すためにハーリド・ブン・アルワリードの率いる遠征軍をナジュラーンに派遣する。これに応じたバヌー・アルハーリスの一部の改宗者の代表がムハンマドに使節を派遣し、同盟関係を結ぶ。
- B) 10 年ラマダーン月（631 年 12 月）、ムハンマドがアリー・ブン・アビー・ターリブを軍隊と共にヤマンに派遣する。ヤマンの諸集団がイスラームを受け入れる。
- C) 10 年シャッワール月末またはズウ・アルカアダ月初め（632 年 1 月末）、

ナジュラーンの安全保障契約を巡る諸問題 (1)

- バヌー・アルハーリスの使節が帰還する。
- D) 10年ズウ・アルカアダ月、ナジュラーンのキリスト教徒の代表者がムハンマドの下に到来して、和平協定を締結する。
- E) 10年ズウ・アルカアダ月25日(632年2月22日)、ムハンマドが別離の巡礼に出発。
- F) 10年ズウ・アルヒッジャ月10日(632年3月8日)、マッカでイフラーム状態の彼にアリーが合流する。
- G) その後、ムハンマドがバヌー・アルハーリスからサダカを徴収するためにアブー・スフヤーンをナジュラーンに派遣する。
- H) その後、ムハンマドがバヌー・アルハーリスへの徴税官・宣教者としてアムル・ブン・ハズムを任命し、彼に契約書を授与する。
- I) 11年ムハッラム月初め(632年3月末)ヤマンにおけるアスワドのリッダ勃発。ナジュラーンを占領し、アムル・ブン・ハズムを町から追放する。
- J) その後、ムハンマドからナジュラーンへの支援要請の書簡が送られる。それに応じてナジュラーンの民は一致してマディーナ政権を支援した。
- K) アスワドのリッダ失敗。アムル・ブン・ハズムがナジュラーンに復帰する¹⁹⁹。
- L) 11年ラビーウI月13日(632年6月8日)ムハンマドの死。

以上がムハンマドの死の直前に至るまでのナジュラーンの民とマディーナ政権との関係に関する記録を検討して再現した歴史的経緯である。

一方、アブー・ウバイドは『歳入の書』において「最初にジズヤを差し出したのはナジュラーンのキリスト教徒(或いは啓典の民)であった」ということを複数の伝承経路から伝え、ナジュラーンのキリスト教徒のジズヤ納入について特記している²⁰⁰。彼らの契約内容と共に税の納入が後代の法学者や作家達の注目を集めた主な理由は、ウマルによる彼らのアラビア半島からの追放という事件であった。これには利子の禁止条項が深く関わっていた。本稿におけるムハンマド時代の検討を踏まえて、次稿ではウマルの追放令を

巡る問題を検討したい。

注

- 1 キリスト教徒のナジュラーンの民やタグリブ族,北シリアの山岳部族ジャラージマがその典型的事例として上げられる。
- 2 ムハンマドがユダヤ教徒をマディーナからの追放したこと,さらにはアラビア半島からのユダヤ教徒,キリスト教徒及び多神教徒を追放した,もしくは追放の意志を示したこと,後,後のムスリム政権が非ムスリム対策や非ムスリム排除政策が正当化されたことはその典型である。「2つの宗教(キブラ)は1つの土地には存在しない」という伝承は,アラビア半島全土におけるズィンマの民居住の禁止を指示するものと解釈され,ウマルによるアラビア半島からの非ムスリム追放令の典拠とされてきたが,実際は,この伝承はヒジャーズだけに適用されたもので,全アラビア半島やその他の土地には及ばないという主張も見られる。Ward, S., A fragment from an unknown work by al-Tabari on the tradition 'Expel the Jews and Christians from the Arabian Peninsula (and the Land of Islam)', *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, 53, part III (1990) 407.
- 3 イエメン北部に位置する都市で,古代アラビア半島の主要都市の一つ。農業・産業・交易のセンターとして知られていた。皮革や織物工業でも有名。ハド라마ウトからヒジャーズを経由して地中海方面に向かうキャラバンルート,ヤマーマを経てイラク方面に向かうキャラバンルートの交差点にも位置していた。イスラームの普及以前のアラビア半島のキリスト教の中心地として知られ,多くの宗派が存在したが,主流は単性論派キリスト教会であった。520年頃,ユダヤ教徒のヒムヤル王 Dhū Nuwās によるキリスト教徒の大量殺害事件「ナジュラーンの殉教事件」でキリスト教世界に広く知られるようになり,エチオピアの支配を経て以後半世紀に亘ってアラビア半島のキリスト教文化の中心地として栄えた。Shahid, I., *Nadīrān*, *EI*².
- 4 Abū Yūsuf. *Kitāb al-Kharāj*, Cairo, 1325H, 71-72.
- 5 刊本の校訂者は,作者はおそらく13世紀前半の人物であろうと想定する。その理由は,第2巻の263ページに,ペルシア王 Siroē の死に言及した後で,彼は次の言葉を付け加えているからである。「我々の時代に神が al-Thāhir (アッパース朝カリフ・ザーヒル, 1226年没)にもたらされたように,神は彼の魂を聖別なさった。」その上で,作者はザーヒルと同時代人のネストリウス派の著作家であり, Isho'yahb bar Malkūn, Sabrisho^c bar Paulos, Bassorah の Salomon のいずれかの可能性が高いとしている。その一方で,上記の文言は写本家の挿入であり,原作者のものではない可能性も指摘されている。その理由は,問題の文言とその前の文言の間には,12ミリの空白があるからで,他にも同様の空白は残されているが,この空白は,複数の文の間,或いは複数の段落の間で全

ナジュラーンの安全保障契約を巡る諸問題 (1)

く別に位置しているからだという。いずれにせよこの作品が、9世紀以降、いつ書かれたかは不明である。

- 6 Lammens, H., *Le califat de Yazid I^{er}*, Beyrouth, 1903, 327-369.
- 7 Lammens, 345-369.
- 8 mubāhala もしくは mulāʿanaḥ. お互いに呪い合うこと。自己の主張を強化する、或いは真実を見つけるために自発的に呪われることを誓う、或いは係争中の個人や集団の間で同じ目的のために祈願される神盟裁判の一種。Schmucker, W., mubāhala, *EI*².
- 9 Massignon, L., *La Mubāhala. Étude sur la proposition d'ordalie faite par le prophète Muhammad aux chrétiens Balhārith du Najrān en l'an 10/631 à Médine*, Paris, 1943-1944.
- 10 Fattal, A., *Le statut legal des non-Musulmans en pays d'Islam*, Byrouth, 1958, 22-36.
- 11 外出用の衣服で、上下で一着をなす。
- 12 ファッタルはさらに、キリスト教徒史料に見られるナジュラーンの契約書の内容も検討しているが、それに関しては本稿続編で紹介する。
- 13 Schmucker, W., Die christliche Minderheit von Nağrān und die Problematik ihrer Beziehungen zum frühen Islam, *Bonner Orientalistische Studien; Neue Serie*, Bd. 27/1, (1973) 183-281.
- 14 第1部はシーア派における呪い合いの伝統の分析のためにナジュラーンの事例が取り扱われているので、分析の目的が本稿とは基本的に異なる。しかしながら、その後の呪い合いの伝統の発展に関して大変興味深い論考である。Schmucker, 183-233.
- 15 先行研究と同様シュムッカーもナジュラーンのキリスト教徒と Banū al-Ḥārith b. Kaʿb を同一視している。Schmucker, 183.
- 16 この他、ナジュラーンの民の契約やそれに関連する史料を取り上げた論考として、以下のものがある。Slop, J., The Meeting of the Prophet Muhammad with Christians from Najran and the Present Muslim-Christian Dialogue, *al-Mushīr* 18 (1976), 227-234; Masud, Muhammad Khalid, Minorities in Islamic History: An Analytical Study of Four Documents, *al-Mushīr* 40/2 (1998), 46-56.
- 17 本稿では、主な史料をその性格から3種類に大別した。まず、使徒ムハンマドの言行を伝えるハディースが第1類となるが、記述の量や内容は歴史研究にとって十分とはいええず、矛盾も多い。第2類は年代記や伝記集・地理書等を含めた歴史的な記録、第3類は税書・財政の書といった法学関連の文献である。また、主に第2類と第3類の文献から抽出したムハンマド及び初期カリフの時代に書かれたとされる文書を集成した文書集も1389/1969年にバイルートから刊行されているが(後述註49参照)、省略や相違もあり原本との比較検討が必要であった。
- 18 ある意味でムハンマドの同時代資料とも位置づけうるクルアーンの記述の中にはユダ

- ヤ教徒やキリスト教徒に対する態度・処遇・規定・位置づけなどが随所に記載されているが、実際にナジュラーンという固有名詞が出てくることはない。
- 19 本稿で使用したハディース検索サイトは基本的に <http://www.muhammad.org/cgi-bin/dspl.cgi.exe/form> (2010,11/15 最終アクセス) であり、それ以外の場合は特記した。検索サイトから入手した史料の書名をイタリックとはせず区別した。al-Dārimī に関しては、このサイトに掲載されていなかったため <http://read.kitabklasik.co.cc/2009/11/musnad-sunan-al-darimi.html> で公開されている *Musnad al-Dārimī, al-Maʿrūf Sunan al-Dārimī*, al-Riyād, 2000 を使用した。
- 20 ムハンマドの教友 (581-639)。611 年に改宗した最初期の信徒の一人で、ヒジュラやバドルの戦いにも参加した。後にシリア遠征の司令官に任命され、シリア総督に任命された。
- 21 この他 Ṣaḥīḥ Muslim に 1 例と Musnad Aḥmad に 2 例見られる。
- 22 ʿAmr b. Ḥazm al-Anṣārī. ハズラジュ族の Banū Najjār 出自のアンサール。
- 23 この他時代は下がるがイブン・アルアシール (1116-1233) の『完史』も参照した。Ibn al-Athīr, Abū al-Ḥasan ʿAlī al-Jazarī, *Kāmil fī al-Taʾrīkh*, 13vols. Beirut, 1973.
- 24 Ibn Hishām, Abū Muḥammad ʿAbd Allāh, *Strat al-Nabawīyyah*, 4vols, Beirut, n.d. この書は Ibn Ishāq (704 頃～767) のムハンマド伝を編纂したものであるため、時系列的に古い書物に位置づけた。イブン・ヒシャームはヒムヤル王国の王族の家系に属し、エジプトで生まれ、生涯の大部分をそこで過ごした。他に『ヒムヤル王の王冠の書』*Kitāb al-Tījān fī Mulūk Khimyar* を著している。
- 25 al-Wāqidi, Abū ʿAbd Allāh Muḥammad b. ʿUmar al-Wāqidi, al-Maghāzī, <http://hadith.al-islam.com/Search/AdvSearch.asp> (関連記事は <http://sirah.al-islam.com/Page.aspx?pageid=204&TOCID=101&BookID=163&PID=705> 最終アクセス 2010,11/22)。著者はアッバース朝初期の歴史家で、預言者ムハンマドと初期イスラームに関する伝承を多く集める。マディーナに生まれ、第 5 代カリフ・ラシードの宰相に臣事した。主著『マカーズィーの書』は預言者と異教徒との戦いの歴史を記述。その他、『エジプト征服史』『シリア征服史』など。シャーフィイー派の名祖シャーフィイーは彼の著作は全て虚偽であるとの宣告を下した。
- 26 Ibn Saʿd, Abū ʿAbd Allāh b. Muḥammad b. Saʿd al-Baṣrī al-Hāshimī, Kātib al-Wāqidi, *al-Ṭabaqāt al-Kubrā*, 9vols. Beirut, n.d.
- 27 Khalīfah b. Khayyāt al-ʿUṣfurī, *Taʾrīkh Khalīfah b. Khayyāt*, 2vols., Damascus, 1967-1968.
- 28 al-Balādhurī, Aḥmad b. Yaḥyā, *Ansāb al-Ashraf*, vol.1, Damascus, 1997, vol.4, Jerusalem, 1971; idem, *Futūḥ al-Buldān*, Frankfurt am Main, 1992.
- 29 al-Yaʿqūbī, Aḥmad b. Abī Yaʿqūb, *Taʾrīkh al-Yaʿqūbī*, 2vols, Leiden, 1969.
- 30 al-Ṭabarī, Abū Jaʿfar Muḥammad b. Jarīr, *Taʾrīkh al-Rusul wa al-Mulūk*, 15vols,

Lugduni Batavorum, 1964.

- ³¹ al-Mas'ūdī, *Kitāb al-Tanbih wa al-Ishrāf*, Leiden, 1967.
- ³² Muḥammad b. Ishāq b. Yasār b. Khiyār (Khabbār, Kūmān, Kūtān). イブン・ヒシャームが編纂した『預言者の伝記』*al-Sīrat al-Nabawīyyah* の原本となっているムハンマド伝の作者。祖父の代にクライシュ族のムッタリブ家のマウラーとなった。85/704年にマディーナに生まれ、大方の史料には150/767年のバグダードで没したとされている。初期の経歴は明らかではないが、119/737年にアレクサンドリアに向かい、エジプトの学者達の下で勉強した後、マディーナに戻り、その後イラクへ向かったという。マディーナではマリーク・ブン・アナスと伝承の情報源の信憑性などを巡って対立した。イラクではアッバース朝カリフ・マンスールの庇護を受け、3部からなる『マガーズィーの書』を著作した。イブン・ヒシャームは、2部と3部を編纂し直して『預言者の伝記』とした。タバリー等の歴史家はイブン・イスハークを多く引用するが、ハディース学者からは高い評価を得なかった。アフマド・ブン・ハンバルも彼を法学的な典拠として認めていない。彼は150/767年にバグダードで没したといわれているが、もっと早いという説もある。
- ³³ ラマンはこの欠落を故意の削除と見なしている。Lammens, 345.
- ³⁴ al-Maghāzī, vol.3., Ghazwat Banī Judhaymah.
- ³⁵ クーフア出身のハディース学者及び法学者 (757頃-818)。『租税の書』*Kitāb al-Kharāj* の著者として知られ、後述する Abū Yūsuf や Abū 'Ubayd と同時代人。刊行されている同書にナジュラーンの民に関する記述はないので、現存しない別の書、もしくは刊本の基となっている唯一の写本の欠落部分からの引用と思われる。
- ³⁶ 時代は下がるが Ibn Rajab al-Ḥanbalī (?-1393), *al-Istikhrāj li-l-Aḥkām al-Kharāj*, Beirut, n.d. も検討した。また、政治学関連の著作まで広げて検討してみると、アンダルス人のトルトサ出身のマリーク派の学者トゥルトゥシー (1059-1126) の『諸王国のランプ』には若干の記録が見られる。al-Ṭurṭūshī, *Sirāj al-Mulūk*, al-Qāhirah, 1935.
- ³⁷ Abū Yūsuf, 前掲書。註4参照。
- ³⁸ Yaḥyā b. Ādam, *Kitāb al-Kharāj*, n.p., 1384H.
- ³⁹ Abū 'Ubayd al-Qāsīm b. Sallām, *Kitāb al-Amwāl*, Beirut, 1981; idem, *Kitāb al-Amwāl (The Book of Revenue)*, tr. Imran Ahsan Khan Nyazee, Reading; Garnet, 2002.
- ⁴⁰ Qudāmah b. Ja'far, *Kitāb al-Kharāj wa Sinā'at al-Kitāb*, Frankfurt am Main, 1986.
- ⁴¹ al-Dawūdī, *Kitāb al-Amwāl*, al-Ribāṭ, n.d.; idem, *al-Amwāl*, Cairo, 2006; idem, *Kitāb al-Amwāl*, tr. Abulmuhsin Muhammad Sherfuddin, New Delhi, 1999.
- ⁴² Abū Yūsuf Yaḥyā b. Ibrāhīm al-Anṣārī al-Kūfī. ハナフィー派の創設者の一人とされるスンナ派イスラーム法学を代表する学者。彼は、クーフアとマディーナにおいて法学とハディース学を修め、その後バグダードのカーディーに任命され、182/798年に没す

るまでバグダードに居住して法学者・裁判官としての活動に従事した。ラシードによって大カーディー qāḍī al-quḍāt に任命されたことは有名である。多くの著作を残したが、現存しているのは『租税の書』だけである。

⁴³ Yaḥyā b. Ādam, 119.

⁴⁴ Abū Yūsuf, 71-75.

⁴⁵ Abū ʿUbayd b. al-Qāsim b. Sallām al-Baghdādī, al-Khurāsānī or al-Anṣārī. 文法学、クルアーン解釈学、法学で知られている。154/770 頃ホラーサーンで生まれ 224/838 年にマッカで没した。生没年には異説もある。彼の父はビザンツ人の子孫で、アズド族のマウラーであった。クーフア、バスラ、バグダードでアラビア語学やハディース学や法学を取めた。一つの学派に拘らず、折衷的な方法で中間的位置を保っていたという。192/807 年にタルスースの裁判官 qāḍī としてビザンツ境界域に赴任。210/825 年まで官職に留まり、その後バグダードに居住して ʿAbd Allāh b. Ṭāhir の庇護を受けた。129/834 年にマッカ巡礼を遂行し、そのままマッカで没。Ibn al-Nadīm の *al-Fihrist* には、彼の著作として 20 のタイトルが挙げられているが、主たる著作はアラビア語学のもので、法学書は *Kitāb al-Amwāl* だけである。

⁴⁶ Abū ʿUbayd, *The Book of Revenue*, Introduction, xvii.

⁴⁷ Abū Aḥmad Ḥamid b. Mukhallid (Zanjawayh) b. Qutaybah al-Azdī al-Nasāʿī. 生年は不明。ホラーサーンのナサー-Nasā 出身で、イラク、シリア、エジプト、ヒジャーズを旅してハディースを集積した。ハディース学と法学に通じ、プハーリー、ムスリム・ブン・アルハッジージュ、アブー・ダーウド、ナサーイーなどにも教授した当代一流の学者として知られた。251/865 年没。

⁴⁸ Abū Jaʿfar Aḥmad b. al-Dāwūdī. マーリク派の学者。ダーウディーがナジュラーンについて言及していない理由としては、彼が北アフリカのタラーブルス（トリポリ）出身の学者であった事が考えられる。ズィルクリーの人名辞典には Abū Ḥafṣ Aḥmad b. Naṣr al-Dāwūdī (308/919 没) というマーリク派の法学者が、*Kitāb al-Amwāl* という題目の、ムスリムの占領地の土地や戦利品財産に関する書物を書いたとしているが、この本は刊行されておらず、Abū Jaʿfar Aḥmad との関係についても言及されていない。al-Zirkli, *al-Aʿlām*, Beirut, 1980, 1/264.

⁴⁹ ムハンマドと初期イスラーム時代の文書に関する記録集が、『預言者と正統カリフ時代の政治文書集成』としてカイロから出版されているが、上記の 2 種類の文献史料中の記述と重複するところが大きい。ナジュラーンに関しては、アブー・ユースフ、アブー・ウバイド、バラズリー、イブン・サウド、Ibn Qayyim al-Jawziyyah, ʿAbd al-Munāʿam Khān からの引用をまとめて掲載している。本稿では直接参照できなかった文献に関して補足的に利用した。al-Ḥaydarābādī, Muḥammad Ḥamid Allāh, *Majmūʿat al-Wathāʾiq al-Siyāsiyyah fī al-ʿAhd al-Nabawī wa al-Khilāfat al-Rāshidah*, Cairo, n.d.

ナジュラーンの安全保障契約を巡る諸問題 (1)

- ⁵⁰ °ahd もしくは ṣulḥ が用いられているが、この点も史料により異なる。両方用いられている場合もある。
- ⁵¹ ラマンもファッタルもナジュラーンのキリスト教徒とバヌー・アルハーリス・ブン・カアブを混同・同一視している。またシムツッカーも後者をキリスト教徒と見なしで一体的に捉えている。Lamman, 336-337; Fattal, 22-23; Schmucker, mubāhala, *EI*².
- ⁵² 第1巻と続いて第1部をなしている。
- ⁵³ ナジュラーンの指導者は軍事とキャラバンの警護に当たる al-sayyid, 主に民事と行政を担う al-°āqib, 宗教指導者としての主教であり、ラマンはこれを「三頭政治」と称した。訳語に関しては Dozy, R., *Supplément aux Dictionnaires Arabes*, Beyrouth, 1981, 2/147 参照。
- ⁵⁴ Ibn Hishām, 2/573-584. ハディース集の中で呪い合いについての伝承を伝えているのは、アフマド・ブン・ハンバルだけである。Musnad al-Imām Aḥmad, vol.1, Musnad °Abd Allāh b. Mas°ūd.
- ⁵⁵ 60名の使節で、その内14名が主立った者達であり、その中でも3名、市長 °Abd al-Masīḥ, 軍司令官 al-Ayham, 主教 Abū Ḥārithah b. °Alqamah であることが述べられ、アブー・ハーリサに関する記事と彼の兄弟のイスラームへの改宗、貴顕の一人の改宗などが続く。Ibn Hishām, 2/573-574.
- ⁵⁶ この後イムラーン家の話、クルアーンの中のユダヤ教徒・キリスト教徒の記述、同イエスやマリアの記述、イブン・ヒシャームの解説などが挿入されている。Ibn Hishām, 2/576-583.
- ⁵⁷ Muḥammad b. Ja°far b. al-Zubayr (110/728-29, 或いは120/738年没)からの伝承。
- ⁵⁸ タバリーでは Balḥārith b. Ka°b. 南アラブに属する部族。Banū al-Ḥārith b. Ka°b b. °Amr b. °Ulā b. Jald b. Madhḥij. ナジュラーン地方に居住し、Hamdān 族に隣接していた。ナジュラーン地方だけでなくアラビア半島に広範囲に分布し、ジャーヒリーヤ時代にはキリスト教徒と Yaghūth 神の信徒に分かれていた。Smith, G.R. & Bosworth C.E., Banū °l-Ḥārith b. Ka°b, *EI*².
- ⁵⁹ Ibn Hishām, 4/239-243.
- ⁶⁰ 「この年にナジュラーンの市長 al-°āqib と司令官 al-sayyid の使節が到来した。神の使徒は兩名に対して和平協定 ṣulḥ の書を認めた。」al-Ṭabarī, 1/1740.
- ⁶¹ al-Ṭabarī, 1/1987-1988.
- ⁶² Ibn Sa°d, 1/266.
- ⁶³ バヌー・アルハーリスの有力者。改宗後ムハンマドによって同族のアミールに任命された。Ibn Sa°d, 1/340; al-Ṭabarī, 1/1727.
- ⁶⁴ Ibn Sa°d, 1/268.
- ⁶⁵ Ibn Sa°d, 1/287-288.
- ⁶⁶ ④ Ibn Sa°d, 1/339-340, ⑤ idem, 1/357-358.

- ⁶⁷ サダカの額を項目毎に詳しく述べる際に、その典拠としてアムルに授けた書とウマル・ブン・アルハッターブの書簡が挙げられている。従って、アムルへの書簡はイスラーム法上のサダカ規定の発展史の観点からも注目される。Abū °Ubayd, 147ff.
- ⁶⁸ Abū Yūsuf, 71-73. Abū °Ubayd, 85-86.
- ⁶⁹ al-Zuhri 系統のものとは Yaḥyā b. Ādam 系統の伝承であるが、前者は証書の本文ではなく、和平の条件として説明されているため、後者の方がより詳しい内容となっている。両者の間にはナジュラーンから到来した 2 人の修道士とムハンマドの信仰問答が挟まれている。al-Balādhuri, 63-66.
- ⁷⁰ Ibn Zanjawayh, 3/449-450.
- ⁷¹ 徴税官、宣教師、軍司令官、仲裁者等様々である。
- ⁷² イブン・ヒシャームは、イブン・イスハークから引用して、マッカのムハンマドの下に到来してその教えに共鳴したハバシャ(エチオピア)のキリスト教徒の一団が、「ナジュラーンの民であったとも言われている。どちらかであったかは神のみぞ知る。」とマッカ時代の神の使徒との接触の可能性を示唆しているが、これは信憑性が薄いと考えられる。Ibn Hishām, 2/391-392.
- ⁷³ Ibn Hishām, 2/549, 553.
- ⁷⁴ Ibn Hishām, 2/553.
- ⁷⁵ 彼は al-Rabīs (または al-Raiyīs, al-Raʿīs) と言われていたという。Ibn Hishām, 2/554.
- ⁷⁶ Ibn Hishām, 2/554.
- ⁷⁷ これらの間に改宗談が挿入されている。Ibn Hishām, 2/480-529.
- ⁷⁸ Ibn Hishām, 2/530-572.
- ⁷⁹ al-Ṭabarī, 1/1740.
- ⁸⁰ al-Ṭabarī, 1/1724.
- ⁸¹ 彼の記録によると、ラマダーン月にも多くの使節が到来し、ムハンマドは同月アリーをヤマンに軍と共に派遣、その後も使節到来の記録が続き、Banū Ḥanīfah の使節 (Musaylimah が使節の一員) の到来に続く使節群の中でナジュラーンのキリスト教徒の使節に関して言及している。al-Ṭabarī, 1/1729-1739.
- ⁸² Ibn Hishām, 4/239; al-Ṭabarī, 1/1724; Ibn Saʿd, 1/339.
- ⁸³ Ibn Saʿd, 1/339-340.
- ⁸⁴ Ibn Saʿd, 1/357-358.
- ⁸⁵ マスウーディーはバヌー・アルハーリスの Banū °Abd al-Madān の下に派遣されたとしている。al-Masʿūdī, 273-274.
- ⁸⁶ Ibn Hishām, 4/249.
- ⁸⁷ 最初の伝承者 °Abd Allāh b. Abī Bakr b. Muḥammad b. °Amr b. Ḥazm al-Anṣārī は、130/747-748 年没。
- ⁸⁸ al-Ṭabarī, 1/1724.

ナジュラーンの安全保障契約を巡る諸問題 (1)

- ⁸⁹ Ibn Hishām, 4/239-240; al-Ṭabarī, 1/1724-1725.
- ⁹⁰ Ibn Hishām, 4/240. cf. al-Ṭabarī, 1/1725.
- ⁹¹ イブン・ヒシャームの記述は Qays b. al-Ḥusayn al-Ghuṣṣah.
- ⁹² タバリーでは Qurayẓ. al-Ṭabarī, 1/1725.
- ⁹³ Ibn Hishām, 4/240; al-Ṭabarī, 1/1725-1726; Ibn Saʿd, 1/339. イブン・サウドには, ʿAbd Allāh b. ʿAbd al-Madān という人物の名前も挙がっている。
- ⁹⁴ Ibn Hishām, 4/240-241; al-Ṭabarī, 1/1726. イブン・サウドには次のように簡単に述べられている: ハーリドは彼らと共に神の使徒の下へ近づいてきた。すると神の使徒はこう言った。「これらの者達は誰か? 彼らはヒンドの男のようである。」すると彼にこう言われた。「バヌー・アルハーリス・ブン・カアブです。」彼らは神の使徒に挨拶をし、「アッラーの他に神なし, ムハンマドは神の使徒である。」と証言した。Ibn Saʿd, 1/339-340.
- ⁹⁵ Ibn Hishām, 4/240-241; al-Ṭabarī, 1/1726-1727.
- ⁹⁶ Ibn Hishām, 4/240-241; al-Ṭabarī, 1/1727.
- ⁹⁷ ヤマンの大部族で, Mālik b. Udad b. Zayd b. Yashjub b. ʿArīb b. Zayd b. Kahlān b. Ṣabāj b. Yashjub b. Taʿrub b. Qaḥṭān の系譜を持つ。イスラーム以前の活動としては, 519 年にキング王に従って中央アラビアの征服に参戦している。521 年には彼らは名目上ユダヤ教の影響を受けた部族として Dhū Nuwās のナジュラーン攻撃に参加している。初期のイスラームの征服戦で重要な役割を果たした。Smith, G.R. & Bosworth, C.E., Madhhij, *EI*².
- ⁹⁸ イスラーム以前のアラビア半島の神。ヤマンのマズヒジュ族とその同盟部族, Jurash の住民などによって崇拜されていた。Robin, Ch., Yaghūth, *EI*².
- ⁹⁹ 註 85 参照。
- ¹⁰⁰ Ibn Saʿd, 1/266. また別の箇所では, カイス・ブン・アルフサインに対してバヌー・アルハーリスとバヌー・ナフドの安全保障のために送った書簡を別記している。Ibn Saʿd, 1/268.
- ¹⁰¹ マズヒジュ族の支族であるヤマンの部族。ムラードというのはあだ名で, ヤマンにおいて最初に反乱を起こした tamarradah に由来するという。自称は Yuhābir b. Mazhḥij. Levi Della Vida, G., Murād, *EI*².
- ¹⁰² サヌアー北方に勢力を持っていたヤマンの大部族。Schleifer, J., Hamdān, *EI*².
- ¹⁰³ ナジュラーンの南方で, ムラード族の勢力圏にある。Schleifer, J., al-Ḥārith b. Kaʿb, *EI*².
- ¹⁰⁴ Schleifer, al-Ḥārith b. Kaʿb, *EI*².
- ¹⁰⁵ al-Ṭabarī, 1/1725.
- ¹⁰⁶ タバリーでは 3 日間待つように命じたとなっている。al-Ṭabarī, 1/1724.
- ¹⁰⁷ 例えば, al-Ṭabarī, 1/1731-1732 参照。

- ¹⁰⁸ al-Ṭabarī. 1717-1720.
- ¹⁰⁹ al-Ṭabarī, 1/1731-1734.
- ¹¹⁰ ūqiyah は 40dirham, nashsh は 20dirham に相当。
- ¹¹¹ Ibn Saʿd, 1/340.
- ¹¹² 註 22 参照。
- ¹¹³ ハディース集において、アムルの派遣について伝えているのは、ナサーイーだけである。彼は我々 ← Aḥmad b. ʿAmr b. al-Sarḥ ← Ibn Wahb ← Yūnis b. Yazīd ← Ibn Shihāb という伝承経路で、イブン・シハーブが Abū Bakr b. Ḥazm (アムルの兄弟) の下にあったムハンマドの命令書を読んだと伝えている。Sunan al-Nasāʿī vol.2, Kitāb al-Qisāmah, Dhikr Ḥadīth ʿAmr b. Ḥazm fī al-ʿAqūl wa Ikhtilāf al-Nāqilin la-hu.
- ¹¹⁴ al-Qurʾān, Sūrat al-Māʾidah, 1.
- ¹¹⁵ タバリーでは ʿaqd。
- ¹¹⁶ タバリーでは baʿl (革の水バケツ)。
- ¹¹⁷ イブン・ヒシャームでは ghanam (山羊もしくは羊), タバリーでは shāt (羊)。
- ¹¹⁸ Ibn Hishām, 4/241-243; al-Ṭabarī, 1/1727-28. これに対して、イブン・サウドはアムル・ブン・ハズムの派遣については言及していない。別のところでカイス・ブン・アルフサインへの彼の一族に関する安全保障の書として、我々 ← al-Haytham b. ʿAdī ← Dalham b. Šālīḥ と Abū Bakr al-Hudhalī ← ʿAbd Allāh b. Buraydah ← 彼の父 Buraydah b. al-Ḥuṣayb al-Aslamī ← Muḥammad b. Ishāq ← Yazīd b. Rūmān と al-Zuhrī ← al-Ḥasan b. ʿUmārah ← Firās ← al-Shaʿbī というイスナードでこう語っている：神の使徒は Qays b. al-Ḥuṣayn Dhū al-Ghuṣṣah に彼の父祖の一族、バヌー・アルハリスとバヌー・ナフドの安全保障に関して次のような証書を書いた：彼らには神のズィンマと神の使徒のズィンマがある。礼拝をするものは減ぼされず(召集されず), 十分の一税を賦課されない。ザカートを差し出せ。多神教徒から離れよ。イスラームについて証言せよ。ムスリムは財産に関して義務がある。曰く、バヌー・ナフドはバヌー・アルハリスのハリーフであった。Ibn Saʿd, 1/268.
- ¹¹⁹ 私 ← al-Ḥusayn b. ʿAlī b. al-Aswad al-ʿIjlī ← Yaḥyā b. Ādam ← Ziyād b. ʿAbd Allāh b. Ṭufayr al-Bakkāʿī ← Muḥammad b. Ishāq.
- ¹²⁰ al-Balādhurī, *Futūḥ*, 70.
- ¹²¹ バラズリーのヤマン各地に対するサダカの記述は、若干の相違はあるにせよある意味で定番的に記されている。al-Balādhurī, *Futūḥ*, 70-71.
- ¹²² Abū ʿUbayd, 147.
- ¹²³ Abū ʿUbayd, 147-172.
- ¹²⁴ Abū ʿUbayd, 147-148, 158, 166.
- ¹²⁵ Ibn Hishām, 2/573-575, 583-584.
- ¹²⁶ Ibn Saʿd, 1/357-358. 他にもバラズリーに市長と司令官がやってきたという簡単な記

述がある。al-Balādhurī, *Futūḥ*, 66.

- ¹²⁷ 既に述べたように、各地からの使節の到来は、ヒジュラ 9 年から 10 年の別離の巡礼までの時期に集中している。
- ¹²⁸ Ibn Hishām, 2/573, 575.
- ¹²⁹ 元来中央と東アラビア半島に分布し、後に北アラビア半島にも広がった古代のアラブ部族。°Abd al-Qays (後に Rabī°ah として知られる) に属する。
- ¹³⁰ さらに、彼の兄弟 Kūz (Kurz) b. °Alqamah の改宗にいたるエピソードやナジュラーンの指導者達の一人の息子の改宗のエピソード等、他の史料に見られない独自の伝承が続く。Ibn Hishām, 2/573-574.
- ¹³¹ 原文は、「彼らの教義には相違があったが、彼らはビザンツ皇帝の宗教であるキリスト教徒であった。「彼 (イエス) は神である」という者もあれば、「彼は神の息子である」という者もあれば、「彼は 3 位の内の 3 分の 1 である」という者もあった。」この記述はキリスト教の宗派の相違をムスリムの観点から解説したものであるが、単性論派とネストリウス派とカルケドン派を比喩的に表していると考えられる Ibn Hishām, 2/574.
- ¹³² アブド・アルマシーフがキンダ族の出身であること、アブー・ハーリサが Abū al-Ḥārith と記され、ラビーア族の出身となっている。
- ¹³³ クルズ (または Kūz) の改宗の話は両方の史料に掲載されている。Ibn Hishām, 2/573-574; Ibn Sa°d, 1/163-164.
- ¹³⁴ イブン・ヒシャームではより詳しく、彼らが午後の礼拝の時にムハンマドのマスジドに入ってきたこと、彼らがバヌー・アルハリス・ブン・カアブの男達のラクダに乗っていたこと、彼らの礼拝の時間に際してムハンマドがそれを許し、彼らが東を向いて礼拝したことなどが記されている。Ibn Hishām, 2/574; Ibn Sa°d, 1/357.
- ¹³⁵ Ibn Sa°d, 1/357.
- ¹³⁶ シュムッカーは、使節の目的として、新興勢力ムハンマドの視察と商業政策上の配慮と明記しているが、後者に関しては史料上から確認することは難しい。Schmucker, 235-239.
- ¹³⁷ Ibn Sa°d, 1/357. バラズリーは呪い合いの話を私 ← al-Ḥusayn b. al-Aswad ← Wakī° ← Mubārak b. Fuḍāla ← al-Ḥasan のイスナードで伝えているが、相手はナジュラーンの 2 名の修道士となっている。最後に「我々はハラージュを支払い、彼を罵らない方がよいと思います」という税に関する記述があるが、他に同種の話伝える史料はない。al-Balādhurī, *Futūḥ*, 64.
- ¹³⁸ al-Qur°ān, Sūrat °Imrān, 70-80 といわれている。Schmucker, *mubāhala*, *EJ*².
- ¹³⁹ Ibn Hishām, 2/583.
- ¹⁴⁰ Ibn Hishām, 2/584.
- ¹⁴¹ 註 57 参照。Ibn Hishām, 2/584.
- ¹⁴² Ṣaḥīḥ al-Bukhārī, vol.2, Kitāb Faḍā°il al-Ṣaḥābah, Bāb Manāqib Abi °Ubayda b.

al-Jarrāh, Kitāb al-Maghāzī, Bāb Qiṣṣat Ahl Najrān, vol.4, Kitāb al-Tamannī, Bāb Mā Jā' fi Ijāzat Khabar al-Wāhid al-Šudūq fi al-Adhān wa al-Šalāt wa al-Šawm wa al-Farā'iq wa al-Ahkām; Šaḥiḥ Muslim, vol.4, Kitāb Faḍā'il al-Šaḥābah, Bāb Faḍā'il Abū 'Ubaydah b. al-Jarrāh; Sunan Ibn Mājah, vol.1, Iftitāh al-Kitāb fi al-Īmān wa Faḍā'il al-Šaḥābah wa al-'Ilm, Bāb fi Faḍā'il Aṣḥāb Rasūl Allāh, Faḍl Abī 'Ubaydah b. al-Jarrāh; Musnad Ahmad, vol.5, Musnad al-Anṣār, Ḥadīth Ḥudhayfah b. al-Yamān 'an al-Nabī (2 箇所).

- ¹⁴³ もしくは、ナジュラーンの民が「信頼できる人を送ってください」と求めたので、「信頼できる者を遣わそう」と言ったという展開である。
- ¹⁴⁴ Šaḥiḥ al-Bukhārī, Bāb Qiṣṣat Ahl Najrān; Musnad al-Imām Aḥmad, vol.1, Musnad 'Abd Allāh b. Mas'ūd.
- ¹⁴⁵ Schmucker, 186-233; idem, mubāhala, *EI*².
- ¹⁴⁶ Ibn Sa'd, 1/357-358; al-Balādhurī, *Futūḥ*, 63-64, 64-65; Abū Yūsuf, 71-73; Abū 'Ubayd, 85-86. cf. Ibn Zanjawayh, 3/449-450. バラーズリーは、私 ← Bakr b. al-Haytham ← 'Abd Allāh b. Šāliḥ ← al-Layth b. Sa'd ← Yūnis b. Yazīd al-Ayli ← al-Zuhri というイスナードで、ナジュラーンの使節の到来と彼の和平協定の条件として内容を伝え、我々 ← al-Ḥusayn ← Yaḥyā b. Ādam というイスナードで、ナジュラーンの人々に対する神の使徒の契約書の写しとして契約内容を2箇所引用している。ハディース集ではアブー・ダウードのみが契約条件を簡明に伝えている。Sunan Abī Dāwud, vol.2, 184, Kitāb al-Kharāj, Bāb fi Akhdh al-Jizyah. cf. al-Mas'ūdi, 275.
- ¹⁴⁷ Abū Yūsuf, 72.
- ¹⁴⁸ これはイブン・サッドには見られない。
- ¹⁴⁹ バラーズリーでは1ヶ月。al-Balādhurī, *Futūḥ*, 65. アブー・ユースフでは、20日間かそれ以内の期間で1ヶ月を越えて滞留する事はない。Abū Yūsuf, 72. イブン・サッドは記述無し。
- ¹⁵⁰ バラーズリーでは：ナジュラーンとその周辺地は、彼ら自身と彼らの信条と彼らの土地と彼らの財産について、不在者であれ現存者であれ、そして彼らのキャラバンと彼らの使節及びそれと同様のものに関して神の契約と預言者にして神の使徒たるムハンマドのズィンマを有する。al-Balādhurī, *Futūḥ*, 65.
- ¹⁵¹ アブー・ユースフ、イブン・サッド、アブー・ウバイドにはない。
- ¹⁵² イブン・サッドではワクフ寄進者 wāqif. Ibn Sa'd, 1/358.
- ¹⁵³ アブー・ウバイドは表現が異なる。その概要は：ナジュラーンとその周辺地域は神と神の使徒のズィンマを有する。彼らの生命、財産、宗教、教会、修道院、主教位、現存者も不在者も、多寡にかかわらず彼らの所有物全てに関するズィンマを有する。主教、教会監督官、修道士もその身分を変更されることはない。Abū 'Ubayd, 86. イブン・サッドでは以下記述なし。

ナジュラーンの安全保障契約を巡る諸問題 (1)

- ¹⁵⁴ アブー・ユースフでは、損害を受ける yukhsarūna こともなく、圧迫を受ける yuʿsarūna こともなく、軍隊に土地を蹂躪されることもない、となっている。Abū Yūsuf, 72.
- ¹⁵⁵ アブー・ウバイダでは：彼らが受け入れたことに関して、努力と誠実さが義務付けられるが、不正を被ったり厳しい取り扱いを受けたりはしない。Abū ʿUbayd, 86.
- ¹⁵⁶ バラーズリーでは書記の名前がなく「書いた」とのみ記されている。al-Balādhurī, 66. アブー・ウバイダでは：ウスマーン・ブン・アッファーンと Muʿayyab が証人となり、署名した。Abū ʿUbayd, 86. イブン・サッドでは：証人の中には Abū Sufyān b. Ḥarb, al-Aqraʿ b. Ḥābis, al-Mughīrah b. Shuʿba がいた。Ibn Saʿd, 1/358.
- ¹⁵⁷ Lammens, 350-352.
- ¹⁵⁸ riddah. 一般には預言者ムハンマド没後のアラブ部族の背教運動を指す。ムハンマドのマッカ征服後、アラビア半島の諸部族の多くは彼に使節を送り、盟約を結んだ。各部族にはイスラームへの入信、サダカ（喜捨）の供出などが義務づけられたが、ムハンマドの死によって、半島各地の諸勢力の中から次々と盟約の破棄を表明するものが現れた。同時に、マディーナ近郊でアサド族のトゥライハ、ヤマーマでハニーファ族のムサイリマらが偽預言者として活動した。しかしながら、本稿で検討するようにムハンマド背存命中からヤマンにおいては、既に反ムハンマドの反乱が起っていた。
- ¹⁵⁹ Ibn Hishām, 2/241; al-Ṭabarī, 1/1727. この点に関してアブー・ユースフは明らかにキリスト教徒に対する使節と混同している。Abū Yūsuf, 71.
- ¹⁶⁰ 註 85 参照。cf. Ibn Saʿd, 1/266.
- ¹⁶¹ 契約書の後半にはキリスト教徒やユダヤ教徒に関する規定も含まれているが、これは本来の契約書にはなかったと考えられる。
- ¹⁶² al-Aswad b. Kaʿb al-ʿAnsī. マズヒジュ族の出身で、ヤマンのリッドの指導者。ヒジュラ 10 年末 (632 年 3 月)、マズヒジュ族を率いてマディーナ政権に反旗を翻し、サヌアーを占領し、ヤマンの殆どを支配下に置いた。この反乱に呼応してムラード族の Qayd b. al-Makshūn の蜂起も起こった。ムハンマドの死 (11 年ラビーウ I 月/632 年 6 月) の前にカイスとその同盟者に殺害されたと言われている。Watt, W.M., al-Aswad, *EI*².
- ¹⁶³ マディーナの一族。
- ¹⁶⁴ Ibn Hishām, 4/246-247; al-Ṭabarī, 1/1750. タバリーは Ibn Ḥumayd ← Salamah ← Ibn Ishāq ← ʿAbd Allāh b. Abī Bakr のイスナードで伝えている。
- ¹⁶⁵ al-Yaʿqūbī, 2/81.
- ¹⁶⁶ Khalīfah, b. Khayyāt, 1/62,
- ¹⁶⁷ 伝承家の一人。132/749-50 にマッカで没。
- ¹⁶⁸ 巡礼の際の禁忌の状態、また巡礼着。原意は禁止であることから転じて、ハッジおよびウムラを行う前に禁忌の状態になることをいう。さらにイフラームの状態に入った時に着用する縫い目のない男性用の 2 枚の白布をさす。
- ¹⁶⁹ Ibn Hishām, 4/249; al-Ṭabarī, 1/1751.

- ¹⁷⁰ Ibn Hishām, 4/249; al-Ṭabarī, 1/1752.
- ¹⁷¹ ヤマンにおける最初のリッダはムハンマドの存命中、632年の3月頃に勃発したアスワドの反乱である。2回目はムハンマドの没後ヒジュラ11年にヤマンをはじめアラビア半島各地に広がった反マディーナ政権の反乱である。
- ¹⁷² ウマイヤ家の一員。遅くに改宗したが、ムハンマドによってマッカ統治を任された。
- ¹⁷³ ムハンマドの最初の妻ハディースの息子。タミーム族に属する。
- ¹⁷⁴ al-Ṭabarī, 1/1852では^oAkkとal-Ash^oar人達。両方ともティハーマの部族。
- ¹⁷⁵ リマーは紅海沿岸部に近いヤマンの町、ザビードはティハーマ地方の重要都市。
- ¹⁷⁶ ウマイヤ家の一員で、早期の改宗者。ムハンマドからヤマンの徴税に派遣されていた。
- ¹⁷⁷ al-Ṭabarī, 1/1982-1983.
- ¹⁷⁸ Abū Yūsuf, 72.
- ¹⁷⁹ al-Balādhurī, *Futūḥ*, 69.
- ¹⁸⁰ al-Balādhurī, *Ansāb*, vol.4/2, 6.
- ¹⁸¹ al-Balādhurī, *Ansāb*, vol.4/2, 10.
- ¹⁸² イスナードは、我々 ← al-Ḥusayn b. ^oAlī b. al-Aswad ← Yaḥyā b. Ādam ← Yaḥyā b. Zakariyā b. Abī Zā^oidah ← Nāfi^o ← Ibn Abī Mulaykah.
- ¹⁸³ イスナードは、al-Wāqidī ← Ibrāhīm b. Ja^ofar ← 彼の父 ← ^oUmar b. ^oAbd al-^oAziz.
- ¹⁸⁴ 同上。
- ¹⁸⁵ イスナードは、Ibn Luhay^oah ← al-Ḥārith b. Yazid.
- ¹⁸⁶ al-Balādhurī, *Ansāb*, 1/1275-1277.
- ¹⁸⁷ al-Ṭabarī, 1/1827-1828.
- ¹⁸⁸ イスナードは^oUbayd Allāh b. Sa^oid al-Zuhrī ← 彼の叔父 Ya^oqūb ← Sayf b. ^oUmar ← al-Mustanir b. Yazid ← ^oUrwah b. Ghaziyyah al-Dathini ← al-Ḍaḥḥāj b. Fayrūz b. al-Daylamī ← 彼の父。
- ¹⁸⁹ 前出 al-Aswad b. Ka^ob al-^oAnsī。註162参照。
- ¹⁹⁰ 出自はBanū Bajilahであったがマズヒジュ族系のムラード族と同盟した。
- ¹⁹¹ ムラード族の有力者。キング王に仕えていたが、ムハンマドに帰順し、同部族の指揮者に任命された。al-Ṭabarī, 1/1734-1736.
- ¹⁹² al-Ṭabarī, 1/1796.
- ¹⁹³ もしそうであれば、ムハンマドは契約の履行をキリスト教徒の自由意志に任せていたことになり、実際の契約内容はラマンの主張するような双務的なものであった可能性は大きいといえる。
- ¹⁹⁴ 歴史的経緯についてはal-Ṭabarī, 1/1795-1799, 1853-1868; al-Balādhurī, *Futūḥ*, 105-107. cf. Watt, W.M., al-Aswad, *El*²; Smith, G.R. & Bosworth, C.E., Madhḥij, *El*².
- ¹⁹⁵ またはShahr。ムハンマドは彼のサヌアー領有を安堵した。al-Ṭabarī, 1/1852.
- ¹⁹⁶ ムハンマドはサヌアーにはムハージル・ブン・アビー・ウマイヤを徴税官として派遣し

ナジュラーンの安全保障契約を巡る諸問題 (1)

ているが、すぐにアスワドの蜂起が起こった。Ibh Hishām, 4/246-247.

¹⁹⁷ ヤマンのペルシア系有力者の一人。ムハンマドに一旦は帰順しイスラームを受け入れたが、アスワドのリッダの際に離反した。

¹⁹⁸ al-Ṭabarī, 1/1858.

¹⁹⁹ アブー・バクルの時代になってからのタバリーの記録では、「アムルが礼拝を取り仕切り、アブー・スフヤーンがサダカの徴収を任されていた」となっており、タバリーの記録には矛盾がある。al-Ṭabarī, 1/1983 参照。

²⁰⁰ Abū ʿUbayd, 19, 22.